

第3回定例会 会議録

会期 自 令和 5年 9月 7日

至 令和 5年 9月 14日

(8日間)

第3回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果)	2
	一般質問通告書	3
第1日	(招集、上程、説明、報告、一部採決)	
	招集挨拶・報告	6
	議第53号(条例)	10
	議第54号～62号(決算)	10
	議第63号～68号(補正予算)	11
	議第69号～73号(事件)	11
第6日	(一般質問)	
	第1番 中嶋 治樹 議員	19
	第9番 大西 たま子 議員	24
	第8番 林 克比古 議員	32
	第2番 川上 真人 議員	35
	第4番 渡邊 亜子 議員	39
	第5番 渡邊 正 議員	41
第8日	(質疑、討論、採決、追加議案)	
	議第53号(条例)	48
	議第54号～62号(決算)	49
	議第63号～67号(補正予算)	55
	(追加議案)	
	議第74号(事件)	65
	議第75号(川上村教育委員会委員の任命)	65
	議第76号(川上村教育長の任命)	66
署名		68

令和5年 川上村議会 第3回 定例会議事日程

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	会議録署名議員の指名 第7番議員 第8番議員											
第 2	会期の決定（9月7日～14日までの8日間）											
第 3	諸般の報告											
	（1）村長の招集挨拶及び行政報告											
	（2）議長行政報告及び議員派遣報告											
	（3）一部事務組合報告											
	（4）健全化判断比率報告及び資金不足比率報告											
	（5）監査報告											
	（6）一般財団法人川上村振興公社 経営状況報告											
第 4	一般質問（別紙通告書のとおり）											
第 5	議第53号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 6	議第54号 令和4年度 川上村一般会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 7	議第55号 令和4年度 川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 8	議第56号 令和4年度 川上村特別住宅特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 9	議第57号 令和4年度 川上村国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 10	議第58号 令和4年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11	議第59号 令和4年度 川上村介護保険事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 12	議第60号 令和4年度 川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 13	議第61号 令和4年度 川上村営水道事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 14	議第62号 令和4年度 川上村下水道事業特別会計歳入歳出決算	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 15	議第63号 令和5年度 川上村一般会計第3回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 16	議第64号 令和5年度 川上村営バス事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 17	議第65号 令和5年度 川上村国民健康保険特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 18	議第66号 令和5年度 川上村訪問看護事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 19	議第67号 令和5年度 川上村簡易水道事業会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 20	議第68号 令和5年度 川上村下水道事業会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 21	議第69号 令和4年度地方創生道整備推進交付金事業 道路築造1工区工事変更請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 22	議第70号 令和4年度地方創生道整備推進交付金事業 道路築造2工区工事変更請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 23	議第71号 令和5年度道路メンテナンス事業 新田橋補修工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 24	議第72号 土地の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 25	議第73号 土地の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【追加議案】

追加1

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	議第74号 土地の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 2	議第75号 川上村教育委員会委員の任命、同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3	議第76号 川上村教育長の任命、同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 4	委員会の議会閉会中の継続調査の件											

令和 5 年 川上村議会 第 3 回 定例会 一般質問 通告書

通告番号	質 問 要 旨	質 問 者	所要時間	答 弁 者
1	○子育て支援施策について ・妊娠期から18歳までの子どもに関する全ての相談、手続きを一貫して行うことで窓口が一つとなり、子育て世代の村民の利便性と、村の抱える子育て支援問題への対策と解決が進むと考えるが、村としてどう考えているのか	第 1 番 中嶋 治樹	30分	村長
	○各地区避難所における支援物資の備蓄状況と避難所の受入体制について ・各地区の備蓄倉庫に乳幼児や女性、要介護者用の支援物資はどの程度確保されているか。 ・避難所使用時に子育て世代や女性に配慮したパーソナルスペースが確保できるようなパーテーションなど収容人数に合わせた対策はできているか。 ・防災・減災に係る危機管理の部署において、女性職員は配置されているか。		30分	総務課長
2	○生活改善が進まない現状について ・「新 川上村生活改善申し合せ事項」が新たに配布されたが、申し合わせ事項や委員会の呼びかけとはかけ離れた行動が見受けられる。この状況に対して、委員会では今後どのような対策を進めていくのか。	第 9 番 大西 たま子	15分	公民館長
	○村外の医療機関への受診、入退院の送迎について（川上村高齢者村外移動支援事業） ・4月から制度がスタートしたが、現在までの利用状況は ・利用できる範囲と自己負担の程度は ・対象者の拡大は考えているか		20分	保健福祉課長
3	○千曲川の河床低下対策の進捗状況について ・千曲川の河床低下について県と対策の協議は実施されたか ・秋山1号橋の橋台、上流、下流の河床低下部分の具体的な対策は ・秋山地区だけでなく村内全体の千曲川に河床の変化が見られるが、それに対する対策は検討しているか	第 8 番 林 克比古	15分	産業建設課長
	○村内道路における安全通行の妨げとなる支障木、雑草対策について ・道路への枝や雑草の張り出しによる危険箇所が旧川又トンネル付近をはじめ村内各所にあるが、そのような箇所の点検、対策は検討しているか		10分	産業建設課長
4	○統合小学校建設について ・建設の1年延期、建設費の増加について村民への説明が不足していると思われるが村長の見解は ・建設費の増加が見込まれているが、財源の確保はなされているのか ・建設予定地の土地取得の進捗状況はどうか	第 2 番 川上 真人	30分	村長 教育振興課参事
5	○村内の街路灯（防犯灯）について ・村内街路灯のLED化などへの改修状況について ・「水銀に関する水俣条約」への対応として、村内全域でLED化などへの改修を進めるべきと考えるがどうか	第 4 番 渡邊 亜子	20分	総務課長
6	○川上村野菜生産販売戦略協議会について ・昨今の野菜販売低迷の対策として、野菜生産戦略販売協議会において長期的な視点での今後の農業のあり方を議論していくべきではないか。現状の野菜生産販売についてどのように考え、具体的な対策を行っていくのか	第 5 番 渡邊 正	15分	産業建設課長
	○令和6年2月に村長任期の満了を迎えるにあたり、これまでの総括と今後について ・村長就任に際し、公約に掲げた政策のこれまでの進捗状況と、残り任期中の課題についてどう向き合うのか伺いたい ・任期満了に伴う村長選挙についての考えを伺いたい		15分	村長

招集年月日	令和5年9月7日			
招集の場所	川上村議事堂			
会期	令和5年9月7日 午前10時00分から 令和5年9月14日 午前11時30分まで			
出席議員	1番	中嶋 治樹	6番	井出 光
	2番	川上 真人	7番	由井 基治
	3番	古原 和哉	8番	林 克比古
	4番	渡邊 亜子	9番	大西 たま子
	5番	渡邊 正	10番	由井 秀樹
欠席議員	なし			
不応招議員	なし			
会議録署名議員	7番 由井 基治		8番 林 克比古	
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 由井 明彦	社会福祉協議会事務局長 由井 康奈	副 村 長 中島 修	診療所事務長 原 達也
	教 育 長 藤原 克朗	保 育 所 長 篠原 正和	会 計 管 理 者 原 岳司	教育振興課長 長崎 治
	総 務 課 長 由井 正一	教育振興課参事 加藤 明男	企 画 課 長 中嶋 昌哉	公 民 館 長 高見澤 光
	産 業 建 設 課 長 原 恭司		保 健 福 祉 課 長 藤原 英紀	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出 智博 書 記 小林 達樹			
会議の経過	別紙のとおり			

令和 5 年川上村議会第 3 回定例会（第 1 日）

令和 5 年 9 月 7 日

開会 午前 10 時 00 分

開 会 宣 言

○議長（由井秀樹君） 定刻になりました。まず初めに、代表監査委員 由井茂延君から定例会を欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

皆さん、おはようございます。本日は全員の出席を得ております。

ただいまから令和 5 年第 3 回定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。

最初に会議録署名議員を指名いたします。

7 番 由井基治君、8 番 林克比古君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、過日 9 月 4 日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 林克比古君。

○議会運営委員長（林 克比古君） おはようございます。議会運営委員会から第 3 回定例会の運営につきましてご報告いたします。

9 月 4 日、役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日 7 日から 14 日までの 8 日間といたしました。

一般質問は 9 月 12 日に予定をしまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりです。

上程される議案は、条例案が 1 件、令和 4 年度各会計決算報告が 9 件、令和 5 年度各会計補正予算案が 6 件、契約案件が 3 件、土地所得案件が 2 件です。

本日上程する案件のうち、5 件については本日、質疑、討論、採決し、残りの案件については 14 日、質疑、討論、採決の予定であります。

慎重な審議と議論またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、ご報告とします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 議会運営委員長から、会期は本日から9月14日までの8日間とする旨の報告がございました。

委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、委員長の報告のとおり、本日から9月14日まで8日間と会期を決定いたします。

日程第3 諸般の報告

（1）村長招集挨拶及び行政報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、諸般の報告に入ります。最初に、村長招集挨拶及び行政報告を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） おはようございます。一言招集のご挨拶申し上げます。

今年の夏は全国各地で猛暑日が続き、気象庁の検討会においても、異常気象と認める見解が示されました。本村においては役場の観測点で7月には30度を超える日が10日ほどあったわけでございます。また8月に入ってから6日を数えております。例年であればお盆過ぎれば涼しい風とともに秋の気配を感じるころですが、まだまだ残暑厳しい日が続いております。

また8月に入り台風が立て続けに2つ上陸したわけでございます。沖縄県の恩納村では台風6号の影響により数日間の停電や断水等に見舞われ、多くの方々が避難を余儀なくされ、避難所の運営も5日間以上続いたと聞いております。私もすぐに恩納村長にお見舞いを申し上げたところでございます。

今回の台風では幸いにも本村への影響はありませんでしたが、集中豪雨は頻繁となっており、さらにこれからは台風到来の時期となっております。また台風13号の動きがなにか不気味な動きでございます。心配でございます。台風到来の時期になるため、改めて災害への備えを確保し、防災対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

さて本日ここに令和5年川上村議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中、全員の皆様のご出席を得て開会できますことに、まずもって御礼を申し上げます。

さて今議会に提出いたしました議案の説明に先立ちまして、最近の村政を取り巻く情勢などについて、申し上げます。

まずはじめに、国は福島第一電力発電所に貯まる処理水を8月24日から海洋放

出を始めました。これにより事故発生から 10 年余りを経て、懸案だった処理水の処分が前進することになりました。この処理水の安全性については I A E A の安全基準にも合致し、国際社会においても一定の評価を得ているものと理解しております。

一方では中国は処理水放出に大きな懸念を示し、日本の農作物を、輸入停止など、国際社会とは相反する対応をしております。そのような中、全国各地で官民間わず迷惑電話が多数かかってきており、本村においても 24 日深夜宿直宛にかかってきたのをかわきりに、4 日間で 2,000 件近い電話があったと思われま

す。役場の対応といたしましては、当初電話の目的や内容が不明だったため、電話に出ることを避け、佐久警察署へ相談いたしました。また、中国語の分かる職員がいましたので、警察官立ち合いのもと、内容を聞いてもらい、そこで初めて処理水放出に関する抗議であることが分かったし

だいです。中国側が、このような対応をすることは、非常に残念であります

が、日本としても処理水の安全性を良く理解してもらい、風評被害等による日本経済への悪影響を最小限に抑えてもらうことを願うところでございます。次に、中部横断自動車道についてでございます。中部横断自動車道は静岡県静岡市から甲斐市を

経由し、佐久小諸ジャンクションに至る総延長 137 キロメートルの高速道路であります。平成 30 年 4 月に佐久南インターチェンジから、八千穂高原インターチェンジまでが開通しましたが、唯一八千穂インターチェンジから長坂ジャンクション間が未着工、未開通となっております。これまで国や国会議員の方に対して、建設促進、早期開通がなされるよう、沿線自治体や県とともに要望活動を行ってまいりましたが、この度、国土交通省から具体的なルート案が示され、事業化に向けて大きく前進することとなりました。ルート案が示されたとはいえ、工事着工や開通の時期はまだ明らかにおらず、多額の費用、用地買収、環境保全など超えるべきハードルは高い状況となっております。これからまだまだ長い期間が予想されますが、引き続き沿線自治体の行政、議会と連携し、ここにおいでの皆様方のお力添えをいただきながら、早期開通に向けて引き続き活動してまい

のが第一印象です。

視察では、技能実習生の事前教育施設やハノイ市周辺の大学を見てまいりました。今後も実習生の送り出し先として、本村が選ばれるよう、またさらなる友好関係が構築できるよう、努力してまいりたいと思います。訪問の詳細につきましては、報告書を作成してありますので、機会があればご覧をいただきたいと思います。

次に野菜生産について申し上げます。今年の野菜販売状況については、8月中旬の各農協実績によると、対前年比販売数量、販売額とも微増ということです。多少売り上げが伸びても生産資材や肥料、人件費などの経費の高止まりにより、農家の手元の残る所得は厳しくなると考えております。

一般企業ならば、自社製品の生産コストが上がれば、製品を販売することで利益を確保することが可能ですが、農家は野菜の需給だけで値段が決められない、生産者が値段を付けられないような状態でございます。新聞報道で農林水産省が食べ物の生産や流通、消費などに関わる団体の代表者で作る協議会を設け、肥料や燃料代などコスト上昇分を、販売価格に転嫁できる制度づくりの検討を始めたところではあります。

その初会合において、農家が購入する肥料と飼料の6月の価格が、2020年と比べてそれぞれ約1.5倍値上がりをしていると明らかにしております。たぶん農家の皆さんの感覚は、それ以上の値上がりを感じているのではないかと考えております。この協議会を通じて、早急に経費負担の価格転嫁ができるよう仕組みづくりを実現させ、農家経営の安定につながることを期待するところであり、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

今回の定例会は令和4年度の行政実績を示す決算議会でもあります。令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の9件をはじめ、令和5年度の補正予算など、計21件の議案をお諮りし、ご審議いただく予定であります。

はじめに令和4年度決算についてであります。一般会計及び特別会計をあわせまして、歳出決算の総額は87億8,000万円余となりました。一般会計においては、歳出総額66億円余となり、昨年度を上回る大型の決算となりました。役場庁舎や千曲川左岸道路、大深山産業道路の建設など大規模な公共事業を行っております。村の財政健全化を示す指標である、実質公債費比率は0.9%と依然として良好であり、その他の指標についても、特に問題はありませんでした。

今のところ健全財政を維持している状況であります。今後も大型事業を控えておりますので、将来を見据え、さらに行財政の効率化を図っていきたくと考えております。

なお、皆さんご存知かと思いますが、代表監査委員が現在入院治療しております。決算監査に当たっては、井出光監査委員により8月から9月にかけて3日間、監査をしていただきました。初めての決算監査であり、またお一人での監査となり、大変ご苦勞いただきました。改めて御礼を申し上げるとともに、代表監査委員の一日も早い回復をお祈りを申し上げるところであります。

補正予算案につきましては、一般会計においては約6,200万円の増額をお願いするものであります。主な事業としては、由井亀美也宇宙飛行士関連のイベント開催経費や、物価高騰対策として、国庫・県費を財源とした低所得者世帯への支援や、7月から8月にかけての集中豪雨による災害復旧事業、公債費の繰り上げ償還等の予算を計上しております。

詳細につきましては後ほど担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

また私の行政報告等については、お手元の議案集に綴っておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

(2) 議長報告及び議員派遣報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、議長行政報告及び議員派遣報告を申し上げます。

議長行政報告及び議員派遣報告につきましては、議案集の中に綴り込んでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

(3) 一部事務組合報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久広域連合議会の報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =佐久広域連合議会報告=

(4) 健全化判断比率及び資金不足比率報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） =健全化判断比率及び資金不足比率報告=

(5) 監査報告

- 議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。監査委員 井出 光君。
- 監査委員（井出 光君） = 監査報告 =

(6) 一般財団法人川上村振興公社 経営状況報告

- 議長（由井秀樹君） 続いて、一般財団法人川上村振興公社 経営状況報告を求めます。
中嶋企画課長。
- 企画課長（中嶋 昌哉君） = 一般財団法人川上村振興公社 経営状況報告 =
- 議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。
ここで質疑を許します。質疑ございませんか。
(質疑なし)
質疑はないようですので、諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第4 一般質問につきましては、9月12日に予定しておりますので、そのようにご了承をお願いいたします。

日程第5 議第53号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第5 議第53号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。中嶋企画課長。
- 企画課長（中嶋 昌哉君） = 議第53号説明 =
- 議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、9月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。
ここで11時00分まで休憩いたします。

(10時48分)

(休憩)

(11時00分)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議第54号 令和4年度川上村一般会計歳入歳出決算

日程第7 議第55号 令和4年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算

日程第 8 議第 56 号 令和 4 年度川上村特別住宅事業特別会計歳入歳出決算

日程第 9 議第 57 号 令和 4 年度川上国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第 10 議第 58 号 令和 4 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算

日程第 11 議第 59 号 令和 4 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出決算

日程第 12 議第 60 号 令和 4 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出決算

日程第 13 議第 61 号 令和 4 年度川上村営水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第 14 議第 62 号 令和 4 年度川上村下水道事業特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 続いて、令和 4 年度決算です。

決算につきましては、日程第 6 議第 54 号 令和 4 年度川上村一般会計歳入歳出決算から、日程第 14 議第 62 号 令和 4 年度川上村下水道事業特別会計歳入歳出決算までを一括して上程いたします。

説明を求めます。原会計管理者。

○会計管理者（原 岳司君） = 議第 54 号～62 号説明 =

○議長（渡邊 光君） 本案に対する質疑、討論、採決は、9 月 14 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いいたします。

日程第 15 議第 63 号 令和 5 年度川上村一般会計第 3 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 15 議第 63 号 令和 5 年度川上村一般会計第 3 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） = 議第 63 号説明 =

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） = 議第 63 号説明 =

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原英紀君） = 議第 63 号説明 =

○議長（由井秀樹君） ここで説明の途中ですが、13 時 30 分まで休憩といたします。

(11 時 58 分)

(休 憩)

(13 時 30 分)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続けて、説明を求めます。篠原保育所長。

○保育所長（篠原正和君） = 議第 63 号説明 =

- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。原産業建設課長。
- 産業建設課長（原 恭司君） =議第 63 号説明=
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。長崎教育振興課長。
- 教育振興課長（長崎 治君） =議第 63 号説明=
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。高見澤公民館長。
- 公民館長（高見澤 光君） =議第 63 号説明=
- 議長（由井秀樹君） 以上で、令和 5 年度川上村一般会計第 3 回補正予算の説明を終了
 します。本案に対する質疑、討論、採決は、9 月 14 日に予定しておりますので、
 そのようにご承知をお願いします。

日程第 16 議第 64 号 令和 5 年度川上村営バス事業特別会計第 1 回補正予算

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 16 議第 64 号 令和 5 年度川上村営バス事業特
 別会計第 1 回補正予算を議題といたします。
- 議長（由井秀樹君） 説明を求めます。中嶋企画課長。
- 企画課長（中嶋 昌哉君） =議第 64 号説明=
- 議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、9 月 14 日に予定しておりま
 すので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 17 議第 65 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 17 議第 65 号 令和 5 年度川上村国民健康保険
 特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。
- 議長（由井秀樹君） 説明を求めます。藤原保健福祉課長。
- 保健福祉課長（藤原英紀君） =議第 65 号=
- 議長（由井秀樹君） 説明を求めます。診療所事務長。
- 診療所事務長（原 達也） =議第 65 号=
- 議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、9 月 14 日に予定しておりま
 すので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 18 議第 66 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 18 議第 66 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業
 特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。
- 議長（由井秀樹君） 説明を求めます。診療所事務長。

○診療所事務長（原 達也君） ＝議第 66 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、9月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 19 議第 67 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 19 議第 67 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計第 1 回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） ＝議第 67 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、9月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 20 議第 68 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 20 議第 68 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計第 1 回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） ＝議第 67 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、9月14日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 21 議第 69 号 令和 4 年度地方創生道整備推進交付金事業道路築造 1 工区工事変更請負契約の締結について

○議長（由井秀樹君） 日程第 21 議第 69 号 令和 4 年度地方創生道整備推進交付金事業道路築造 1 工区工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） ＝議第 69 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案議第 69 号より 73 号までは本日の質疑、討論、採決といたしますので、よろしくをお願いします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

8 番林克比古君。

○8 番（林 克比古君） 今道路の路盤がコンクリートの路盤になっていたとか、それからその道路の使用する泥が使える泥ではなかったと。これはもっと入札する時に分

からなかったのか。俺はやっていることが遅いではないかと思うけれども、後へ来て増工というのは私は嫌なので、最初からこういうものに対しての発見できなかったのか。どこへコンクリートを打って舗装してあるかというのは、それなりにちゃんと把握しているものだと思うけれども、その辺どうですか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 設計もかなり工事やる前から前掛かりでやらなければならないということで、本来、土の試験も前もってできれば良かったのですが、今回できなかったということ、すみません。それから農免T字になる取付けの道路、コンクリートが入っていたのは、どうしても路盤を掘ってみなければ分からなかったということで、今回このような結果になりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 林議員。

○8番（林 克比古君） 今、増工ということなんだけれども、私は腑に落ちない交差点だと感じがするのだけれども、課長、あれ見ておかしく思わないですか。なんかやりづらい交差点を作っているような気がするんだけれども、なんであの所で極端に上げたりとか、それからあの所になんで鉤っちょのような形で石積みをして設計をしているのか。俺には分からない。他からもそういう話が出ているのだけれども、どうしてあんな感じの交差点を作ったのか。課長はどう思いますか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 多少交差点になるということで、一時停止の見通しの部分も出てきますので、そういったことや、これから安全な白線等も引いてくれば、若干見方も変わってくるかと思いますが、今のところ私は別になんともないですが。

○議長（由井秀樹君） 林克比古君。

○8番（林 克比古君） たぶん増額は増額でいいかも知れないけれども、たぶんあそこはいろいろな所で進入する、出る入るにやっかいな交差点になるのではないかとあって、それは私だけでなく、大きなトラックに乗っている人がおかしいなという形があって出ているもので、またそういう話が出てくるのではないかと思いますけれども、また今日の増工はそれで、分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で林議員の質問は終了です。

他に質疑はございませんか。井出光君。

○7番（井出 光君） 林議員の質問と似ているのですけれども、ものすごい通りづらい道路です。今までこっちが優先だったのが、上が優先道路になるのですが、それを村民に周知するのが難しいのと、事故対策で信号でも付かないと、いずれあそこは

事故になる。交差点で照明が付かないと。どっちが優先か皆分からない。県外から来た人は産業道路が優先に見える。本来ならそっちが優先ではなくて、村の方が一時停止なんだけれども、村民はこっちが当たり前の道路だから、ほとんどの人はこっちを通ると思うのです。旧道を。その時に事故が起こらないように信号なり、なんなり検討した方がいいと思いますが、どうですか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 今お二人方から貴重な意見をいただきまして、これからまだいろいろ一時停止線、安全看板等も設置したりということの中で、また検討していきますので、よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 井出議員、いかがですか。

○6番（井出 光君） 一時停止線を作るのはいいですけども、長野方面から行った場合に一時停止線が坂道で止まるようになっていっているんです。車の運転のうまい人はいいいですけども、年配者、女性の場合に坂道発進になると思うので、その辺の停止線の位置とか、その辺も考えてもらいたいと思います。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） よく状況を確認しながら進めていきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 井出議員、よろしいですか。以上で、井出議員の質疑を終了します。他に質疑ございませんか。古原議員。

○3番（古原和哉君） 増額の2,500万円と簡単に言いますが、結構な大金ですけども、もっといきなり決議するということではなくて、もうちょっと研究したらどうですか。簡単に出すお金ではないです。2,500万円簡単に増額という額ではない。もうちょっと研究したり勉強したりしたらどうですか。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 金額が非常に大きいわけですが、設計会社は地道に事業費を積み上げてやりまして、こういう結果になったということですが、また詳しい説明を後でよろしければ、議会の皆様のいる所で、担当も呼んで説明させていただきますが、今日は議会の日程等も、こういうことに入っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 古原議員。

○3番（古原和哉君） 本日結論を出さないで置いて、もう1度研究してもらってやったらどうでしょうか。私はそう思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 工事も今進んでいるところで、工期が来月いっぱいまでとなっておりまして、予算の関係もここで承認いただいて、一刻も早く進めたいということもありますので、予算については、増額分についてはまた説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 古原議員。

○3番（古原和哉君） これはどうしても今日でなければ駄目ということですか。もう1度お聞きします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 議長、休憩をいただいて、よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 暫時休憩といたします。

（14時34分）

（休憩）

（14時46分）

それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

議場の皆様に申し上げます。ただいまより休憩を取り、全員協議会を開催しますので、よろしく申し上げます。協議会が終了するまで暫時休憩といたします。

議員の皆様申し上げます。委員会室で全員協議会を行いますので、席を移動してください。

（14時46分）

（休憩）

（15時25分）

それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

日程第21 議第69号 令和4年度地方創生道整備推進交付金事業道路築造1工区工事変更請負契約の締結について、他に質疑ございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第69号 令和4年度地方創生道整備推進交付金事業道路築造1工区工事変更請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議第 70 号 令和 4 年度地方創生道整備推進交付金事業道路築造 2 工区工事変更請負契約の締結について

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 22 議第 70 号 令和 4 年度地方創生道整備推進交付金事業道路築造 2 工区工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） =議第 70 号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 70 号 令和 4 年度地方創生道整備推進交付金事業道路築造 2 工区工事変更請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23 議第 71 号 令和 5 年度道路メンテナンス事業新田橋補修工事更請負契約の締結について

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 23 議第 71 号 令和 5 年度道路メンテナンス事業新田橋補修工事更請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） =議第 71 号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 71 号 令和 5 年度道路メンテナンス事業新田橋補修工事更請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24 議第 72 号 土地の取得について

日程第 25 議第 73 号 土地の取得について

○議長（由井秀樹君） 続いて、関連がありますので、日程第 24 議第 72 号 土地の取得について、日程第 25 議第 73 号 土地の取得についてを一括して議題とします。

説明を求めます。教育振興課参事。

○教育振興課参事（加藤明男君） =議第 72 号、73 号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 72 号 土地の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議第 73 号 土地の取得について、質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認め、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 73 号 土地の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日予定した日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労様でした。

（散会 15 時 40 分）

令和5年川上村議会第3回定例会

令和5年9月12日

(午前10時00分)

○議長（由井秀樹君） おはようございます。

本日も全員の出席を得ています。

これから本日の会議を開きます。

日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 日程第4 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に通告番号1 1番議員 中嶋治樹君

○1番（中嶋治樹君） おはようございます。ただいま由井議長から指名いただきました議席番号1番の中嶋治樹でございます。

まずはこの度の台風13号により地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。被害を受けられた皆様には謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地域の1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは過日通告いたしました質問に入らせていただきます。

子育て支援施策について質問させていただきます。川上村に子育て支援課設置の検討についてです。今現在、教育に関する相談や手続きが保健福祉課や保育園、学校、教育振興課などとそれぞれ別の場所にまたがっていることはご存知かと思いません。

子育て支援センターにおいては、あくまでも未就園児までの親子の交流の場であり、相談をしてもセンターから保健師へ連絡後、改めて相談しなくてはならない状況です。

教育関係においては、それぞれの学校が主な窓口になっており、管理者によって対応が違ふことや学校へ相談しても情報共有がされず、教育委員会への報告がなされなかったこと、保健福祉課へ支援の申請をしても教育振興課へ情報共有されず支援や対応が受けられずに、何年も苦しんでいた保護者もいました。

今年度からこども家庭庁が発足されたことは皆様ご存知かと思えます。こども家庭庁の設置の目的はこどもの目線、子育てをしている人の声を大切にし、地方自治体や地域団体と連携して政策を進めるとされています。これは子育て対策に国が本格的に動き出したということです。

そこで村にも子育て支援課の設置が必要ではないかと考えます。教育振興課、教

育委員会、保健福祉課、保育園、子育て支援センターが連携し、子育て支援課を設置することで、時代やニーズに合わせた一人の無駄や漏れのない継続した支援、相談につながることで、川上村に子育て支援課を設置し、窓口を1つにすることで、妊娠期から18歳までのすべての子どもに関する支援、相談や各種手続を一貫して行い、地域で子どもを育てる環境づくりが促進され、子育て世代の村民にとっての利便性と安心できる行政サービスが提供できると考えております。

第2回定例会において村長から、機構改革として子育て支援課の設置をして真剣に取り組むという心強い言葉をいただきました。できるだけ早く子育て支援課を設置し、1つでも多くの問題を解決していただきたいと強く思います。

村として子育て支援課の設置について、どのように考え、進めていきたいのかお伺いしたいと思います。

次の質問に入ります。各地区における支援物資の備蓄状況と避難場所の受け入れ体制についてです。今回の台風13号においても、山間部の地域で土砂崩れのため現在孤立している世帯もあります。近年、気候の変化による台風の影響が大きくなっており、2018年の台風19号の被害が各地においても甚大だったことは記憶に新しいかと思えます。

さて、震災や災害で避難所を利用する女性、子どもや高齢者に対する配慮の問題がたびたびテレビで特集されていることはご存知かと思えます。震災や災害時の避難生活で体調を崩す女性が多いのをご存知でしょうか。熊本地震におけるエコノミー症候群の入院患者の約77%が女性であること。理由はトイレの衛生面や配慮がなく、トイレに行くのをためらい、水分を減らす女性が多くなるからです。

新潟県中越地震、東日本大震災、2019年の台風19号においても、女性が多くの悩みを抱えていながら避難生活を送っていました。減災と男女共同参画センターの調べによると災害時に女性が直面する問題として5つ申し上げます。

1、育児、介護、女性用品の不足、2、プライバシーや衛生面の問題、3、不眠、膀胱炎や婦人科系の疾患、4、炊き出しや清掃などの過度な負担、5、DV、性暴行、DVや性暴行については、東日本大震災での学術調査により明らかになったそうです。そこで川上村でももっと積極的に女性の避難場所運営への参画や意見を取り入れ、女性目線での防災対策も必要なのではないかと思いました。

しかし2022年5月に内閣府が発表した調査結果では、1,741の自治体の61.9%で、防災危機管理部局に女性職員がゼロという結果が出ました。そこで川上村ではどのような防災、減災対策をとられているのか、3点お伺いします。

1 点目、各地区の備蓄倉庫で乳幼児、女性、介護者に対する物資の備蓄状況。2 点目、避難場所の使用時に子育て世代の家族、女性や身体の不自由な方に配慮されたパーソナルスペースの確保、子どもがいる家庭、そうでない家庭が部屋を別に利用できるように工夫できるのかなど、避難場所利用時の対策について。最後に、防災、減災に係わる危機管理の部署において、女性職員は配置されているのか。以上の3点についてお伺いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） おはようございます。それでは1番議員 中嶋治樹君の質問にお答えいたします。

子育て支援につきましては、以前から実施している母子保健などの事業とともに、令和3年3月に「川上村子育て世代包括支援センター」を開設し、0歳から18歳までの保護者、児童をひるまなく支援するため、保健福祉課あるいは教育委員会、子育て支援センター、保育園が連携する体制で支援を行なってまいりました。

この「川上村子育て世代包括支援センター」の立ち上げから2年ほど経過しております。まだ住民への認知度が低い状態でありますので、今後も広報や母子手帳交付時などに周知を続けて利用促進を図っていきたいと考えております。

しかしながら、現状の「子育て世代包括支援センター」のかたちは、多くの関係機関が関わることから、関係機関同士の十分な情報共有や連携が難しいといった難点があり、危惧する部分もあると感じています。中嶋議員のおっしゃるとおり子育て世代の村民の皆さんの利便性をさらに向上させるために、子育てに関する相談や各種手続の窓口を一本化させ、子育て支援に特化した組織改革が必要だと思っております。

今後、他の先進事例の自治体を参考に、役場全体の業務も含め、組織改革に向けた検討を迅速に行い、できるだけ早くそういう体制を構築していきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） それでは各地区避難所における支援物資の備蓄状況と避難所の受け入れ体制についてお答えいたします。

まずは基本的な考えを述べさせていただきます。すぐに避難しないと危険が迫っている場合もあり、そのようなときは当然ですが、何も持たずに避難していただくことが基本です。

避難までの時間が多少なりともある場合には、避難する際に常備薬や眼鏡等や非

常用持出し袋等の避難用具を準備されている方もおられることと思いますので、避難の際にはできる限り必要な物資はお持ちいただきたいと考えております。食料品等は、個々人の嗜好や質や量までは把握できませんので、基本的な災害用備蓄品としては基本的なものしかありません。そのようになっておりますことを申し添えさせていただきます。

① 各地区の備蓄倉庫に乳児や女性、要介護者の支援物資はどの程度確保されているのか。にお答えします。

それぞれの備蓄倉庫には均一に物品が入っているわけではなく、場所や地区によって違いがあります。村全体の備蓄倉庫で申しますと、一般的な支援物資のほかに、乳児向け、女性向け、子ども用のおむつ、使い捨てほ乳瓶、生理用品等を備蓄しております。

要介護者の支援物資についてのご質問ですが、これは各避難所ではなくて、福祉避難所という位置付けから、ヘルシーパークにはある程度確保してございます。しかしそれぞれ個々の方の状況によりまして必要な物品も違いますので、それぞれの好み等もありますので、まずはそういった必要なものはお持ちいただければと思います。

まずは行動に心配な方の避難が優先されますので、安全に避難できる状況のうちに、ある程度は身の回りの物や必要な物をお持ちいただきたいと考えております。

② 避難所使用時に子育て世代や女性に配慮したパーソナルスペースが確保できるようなパーティションなど収容人数に合わせた対策はできているかというご質問です。

備蓄倉庫には段ボール等を使用した仕切りは用意してあります。内訳はパーティションルーム 50 個、プライベートルーム 8 個、段ボール間仕切り 70 個となっております。これが充分と言えるかどうかは分かりませんが、1 つの空間にいろいろな世代が入りますので、何とも言えない状況もあります。

収容の人数が定員以下で余裕があるうちは、十分なスペースが確保できますが、定員に近づくとつれて、避難されている方の個人のスペースは狭くなってきてしまうのは現状です。そういったときにパーソナルスペースをどのくらいの大きさを確保できるかが課題であります。

避難して来られた方の先ずは身を守ることが大切なことですので、避難所に受け入れた後、次の段階で別の避難所への人数バランスの調整や他の避難所への移動も考えていきたいと思っております。

③ 防災、減災に係る危機管理の部署において、女性職員は配置されているか。
というご質問ですが、総務課には女性職員はおりますが、危機管理と防災を直接担当する係には、女性職員はおりません。

また避難所等の運営の際には、川上村防災計画や川上村職員の避難所運営マニュアルにおいて避難所等には、女性職員を配置する予定となっており、きめ細やかな対応に努める予定です。

令和元年の台風 19 号災害の時もそうでしたが、各地区避難所の運営におきましては、各地区の役員さん主導で開設、運営を行なっていたのが現状でございます。

また民間の指定避難所ですけれども、これは宿泊施設ですけれども、それにつきましても、経営者の皆様のご協力を得て、運営してまいりたいと思います。派遣できる職員の数も限界がありますので、皆様のご協力を得ながら運営してまいりたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 中嶋議員。

○1 番（中嶋治樹君） 答弁ありがとうございます。

まず 1 点目の子育て支援課の設置について再質問させていただきます。村長の答弁の中にまだ利用者の不便なところがあるということなので、子育て支援課の設置が可能になれば教育、福祉、医療の連携が取りやすく、村内の子育てに関する問題が解決解消できること。また行政サービスの向上とともに子育てしやすい村づくりをアピールできると思います。少子化や子育てに関する問題は、複雑になり多岐に及びますが、子どもは日々成長し、子どもでいられる時間は限られています。川上村が変わったと言われるように、現役子育て世代として子育て支援に注力していただきたいと思います。

それともう少し啓発活動みたいなものをポスター、チラシなどを配布していただいて、もう少し、どこに行ったらどういふことの相談ができるようなことを取りあえずやってもらえるとありがたいのですが、その辺をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） 中嶋議員のおっしゃるとおりでございます。役場に来れば大体のことは分かるわけですが、役場はなかなか行きづらいという場面もございます。村民のための役場ですから、是非皆さんが来てどんなことでも相談していただければありがたいわけでございます。

また今おっしゃったとおりなかなか周知の方がうまくいっていないということで

ございます。これからはまた広報誌またケーブルビジョンを使いまして、村民の皆さんに分かりやすく、ていねいな説明をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋議員。

○1番（中嶋治樹君） ありがとうございます。1点目の質問については、是非検討していただいて、スムーズに対策してもらえるようによろしくお願いいたします。

2点目の質問について、まず避難場所についてですが、避難スペースに限りがあるのは承知しています。これも避難場所の運営に女性が係わることで、避難場所の環境が改善した事例があること、過去の災害で明らかになっています。女性や乳幼児、介助者が避難所で注意する点や避難するときのポイント、環境が変わることによる女性の体調の変化について、防災ハンドブックなどで周知してもらえるとありがたいと思います。

備蓄についての再質問ですが、倉庫のスペース管理にも限りがあると思います。こちらでも防災グッズリストなどを作成して、各自で用意していただく等の対応をしていただき、避難する際の緊急時には自分で準備した物を持ち出せるような啓発活動もしていただければいいと思います。

あと女性職員についてですが、2022年の内閣府男女共同参画局の調査によると、長野県の市町村で防災担当部署の女性議員の配置率0%が87%と全国でワースト1位となっております。この数字は女性職員の人数や勤務体制により配置の難しいこともあるかと思いますが、防災に対して、人を救助する、重い物を運ぶといった力仕事のイメージが強くありますが、女性ならではのきめ細かい視点や発想、状況に合わせた柔軟な対応能力を活用することも防災、減災には必要なのではないかと思います。職員の配置が現状難しいことも理解しつつ、各地域の女性や若年層の声を活かし、防災に参画して、協力していただき、村全体で人にやさしい防災を目指していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（由井秀樹君） 以上で1番議員 中嶋治樹君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号2 9番議員 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 9番議員の大西たま子です。通告に基づいて2点質問いたします。

1点目は、生活改善が進まない現状はどうしてなのかについてです。8月の公民館の配付物の中に「新川上村生活改善申し合わせ事項」のお知らせが2枚配布され

ました。私の手元にある 2012 年に佐久地域生活改善委員会で作された生活改善申し合わせ事項と比べてみました。婚儀、お祝い事、お見舞いの具体的に明記されていた金額はなくなり、条文も簡素化されていましたが、葬儀についてはそのまま残っており、一般の方の香典も千円と記載されていました。

配布されたもう一枚の説明文によると、香典について守られていないのではないかとという声が以前より多く寄せられているとありましたが、香典は千円と明記され、その説明文には、一般の定義は個々に異なりますとの見解が載っていました。この表現ですと各自の思いで包めばよいと解釈され、いつまでも付き合いが苦痛と思っていながらも、村で生きていくためには否応なく周りに合わせているのではないかと思います。またそういう現状や声も聞いています。これでは次の世代に負担をかけることになり、改善は進まないと多くの方は嘆いているのです。

生活改善委員会の話し合いの中で、これらのことはどのように話し合われて、申し合わせ事項がまとめられたのかを伺います。

2 点目の質問は、村外の医療機関への受診や入院、退院のときの送迎についてです。この質問に関して 2 項目について質問します。今年度から送迎事業が実施されましたが、このことについてまず 1 項目めは、約半年間経ちましたが利用件数はどのくらいあったのか伺います。

2 項目めは、利用できる地域の範囲についてとその場所までへの自己負担はいくらなのかを伺います。この負担については 3 月の予算の説明の時に、介護送迎の時の負担に準じてと説明を受けましたが、具体的にはどのくらいの額なのかを伺いたいと思います。

3 項目めは、高齢者福祉サービスガイドブックが今年度新しいのが出されました。その中にこの送迎のことについても詳しく書いてありました。しかし対象者は 65 歳以上の独居高齢者世帯で村内にキーパーソンがいない方とありましたが、この枠に入らない方も利用したい場合があるのではないかと考えられますが、例えば 65 歳以下の一人暮らしの方で病気やけがでキーパーソンがいなく移動が困難な方や、たとえキーパーソンがいる場合でもどうしても手助けができないと断られた場合など、枠にはまらない方の希望があった場合どのように対応しているのか伺います。

以上この 3 項目について質問して、1 回目の質問は終わります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤公民館長

○公民館長（高見澤 光君） 9 番 大西たま子議員の「生活改善が進まない現状について」に対し、お答えいたします。

川上村生活改善委員会は川上村公民館にて事務局を担っており、会の目的として「年ごとに派手になる日常生活に検討を加え、古い因習を打破し、浪費の排除に努め、冠婚葬祭等の簡素化、生活の合理化を推進して物心ともに調和のとれた豊かな文化社会を営むこと」と川上村生活改善委員会規約に謳っております。

この目的を達成するために、生活改善に関する基礎的な調査研究、地域住民の意識向上と普及、啓発、集落間の連絡調整等を行うこととしています。委員は公民館役職員、分館長、公民館運営審議会、婦人会、若妻会、青年団、民生委員会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会等で構成しており、任期は2年です。

令和5年度は4月と6月の2回、主に「生活改善申し合わせ事項について」を議題として会議を開催しました。会議では平成10年度に作成された「川上村生活改善申し合わせ事項」内容の細かい申し合わせ事項に対し、佐久市と南佐久郡、北佐久郡において、佐久地域2市2郡生活改善委員会というものを構成しておりますが、そちらのものを参考に、内容を簡略化したものに変え、「新川上村生活改善申し合わせ事項」として8月1日から施行しました。内容として、婚儀について、出産見舞い、入学祝いについて、怪我・病気見舞いについて、葬儀について、法要についてであり、以前に比べるとかなり抽象的な表現を用いております。佐久市、佐久地域2市2郡生活改善委員会の申し合わせ事項がございますので、そちらを主にならって作ったということになっております。

多くの皆さんの関心は葬儀にあると思いますが、葬儀も一昔前から比べると大分様変わりしてきました。自宅や公民館で行なっていたものから、葬祭センターやお寺での葬儀が主流となりました。また家族葬という方式をとる方も多くみられるようになり、葬儀の形態は多様化しています。野辺送り、出棺行列、お念仏、村内見舞い受け等も簡略化されています。さらにここ数年は灰寄せの際の会食も料理を持ち帰る形に変わってきました。今年の春以降は会食を伴う灰寄せもあるようですが、生活改善委員会の参加者からは「香典の額は変わらないが、灰寄せまでの待ち時間がなくなって良かった」「葬儀に参列しやすくなった」等の意見が出されました。

香典の千円以内について現状とあっていないという意見があります。これは先程来述べておりますが、佐久市、佐久地域2市2郡生活改善委員会のものにならない、現在まで続いていると思われませんが、一般の定義は個々に異なり、放送することによって、千円以内で出しやすくなる方もいます。

新盆見舞いおける対象世帯への生活改善主旨掲示板の依頼や放送は、二十年以上前から行なっていますが、見舞金の持参はまだまだある現状であります。

冠婚葬祭は相互扶助の意味合いもあり、祝儀や香典を持参することが決して悪いことではなく、規約の目的に謳っているように、「お互い簡素化に努めましょう」という申し合わせです。なかなか村全体で統一した行動をとることは難しいため、隣近所や仲間内で申し合わせしている事例もあります。村民の皆さまにはご理解、ご協力をお願いいたします。

今後「新川上村生活改善申し合わせ事項」について、毎年村民の皆さまへの周知を図り、意識付けを行なってまいります。また生活改善委員会では、村内各集落における冠婚葬祭の違い等を調査、研究し、参考にできることを今後の生活改善に活かしてまいりたいと思います。

以上私からの答弁といたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 藤原保健福祉課長

○保健福祉課長（藤原英紀君） 2番目の質問の村外の医療機関への受診、入退院の送迎について、川上村高齢者村外移動支援事業についての質問でございます。

川上村高齢者村外移動支援事業については、保健福祉課兼務しております包括支援センターにおいて、村内の高齢者の独居の方や高齢者のみの世帯の方が、村外の例えば佐久病院の小海分院や医療センターなどへ通院を必要としており、その方々が自動車等の移動手段がなく困っている方への支援として、実地要綱を策定しこの4月から始めたものでございます。

現在までの利用状況でございますが、当初策定時、予算編成時に支援が必要とされると考えていた方数名なのですが、その方々の状態像と申しますか、長期入院に変わったり施設に入所されたということで、現在のところ、利用状況は今のところありません。しかしながら保健師たちが今訪問されている世帯の中で、4軒ほどの世帯の方が移動手段がなく困っていると、またこちらから必要なのかなというなかで、すぐに始めなければだめかなという状況の方がおられるということでございます。

利用できる範囲と自己負担の程度ということではありますが、令和5年の3月17日に要綱設置したところでございますが、その中に事業者の事業の対象者として、「事業の対象者は、村内に住所を有する高齢者の独居世帯及び高齢者のみで構成される世帯、または高齢者と同居する親族のすべてのものが、自動車による村外への移動手段を持たない世帯」という方が対象となっているところでございます。

また利用者の個人負担なのですが、この要綱に定められています委託先の業者、川上観光タクシーさんですが、そこと協議を重ね決められた金額、基準費用額と言

いますが、その金額の1割を負担していただくということで、例えば小海分院へ往復ですと1回の往復で1,700円、医療センターへは往復で2,720円となっているところでございます。

独居の方等で車いすであり、病院へ到着しましても診察ができないということも想定されますので、その運転手の方が診察まで帯同するという 것도想定しまして、帯同する場合は3,000円をいただくということになっております。その場合は車から車いす等を連れて行っていただき、受付また診察の場所、先生の前の立ち合い等もしていただくということになります。

またその中で生活保護世帯や協議の結果著しい負担が困難な場合は、免除を検討するものとなっているところであります。またその委託先の川上観光タクシーを利用する場合は、予約には保健福祉課、村が間に入って予約をするということになっています。

今後、対象者の拡大ということですが、こういった方々が今後利用者が徐々に増えていくという予想がされているところでございますが、委託先の受け入れできる人数、川上観光タクシーさんは障害者の皆さん等の移動支援も行なっていていただく関係もあり、受け入れできる人数が限られているところでございます。

もちろん委託先の拡大も早急の課題ですが、そういったところから事業の対象者はこの要綱によるものについては、現在のところ対象者の拡大は考えていないということでございます。

しかしながら65歳以下であっても、要介護者、介護の付いた方で独居世帯のようなケースが発生した場合は、介護保険の制度によるところの要介護者2号という枠に入りますので、この高齢者村外移動支援事業でカバーすることになると考えられるところでございます。

今のところ65歳以下の移動支援が必要なケースは現在おられません、そういった方々も含めて、今後いろいろなケースが出てくるということで、この移動支援で対応できる方々またこれの枠外についても対象者とまた別の仕組み等も検討して今後のそういったケースに対処できるように検討し、また新しい要綱等やそういうのも制定していかなければならないと思っているところでございます。以上であります。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 大西議員。

○9番（大西たま子さん） 生活改善について再質問させていただきます。

先程、館長が何度も説明されていましたが、南北佐久地域の市町村が集まってつ

くった佐久地域生活改善委員会が結成されたという話がありましたが、今から5年前 2018年に生活改善の実態調査がどのようになっているのか、各市町村の調査が行われました。ほとんどの町村では婚礼についてはホテルでの婚礼が主流になったことから、ほとんどの地域が守られていないという状況でした。

ただ葬儀の一般見舞い受けについては、川上村を除いて香典千円ということがしつかり守られていて、最近の調査でも聞き込み調査でも現在も千円を守っているということでした。

先程館長からの返答の中で、しばらく10年ぶりにこういう会議が設けられたのではないかと思います。平成20年度以降にはこういう新しい申し合わせ事項が出たということは、会議がテーブルに乗ったということは私はそのことは評価したいと思います。そういう意味ではもっと前進ある内容になっていただけたらと思っています。

確かにこの葬儀については、いろいろな事情があると思いますが、かなり負担に思っている方が多いのではないかと気づいています。

コロナ禍で付き合いがずいぶんスリム化できて改善が進んだと喜んでいる声も聞かれましたが、また徐々に元に戻っているのではないかとということも聞かれます。人とのつながりは大切なことだと思いますが、負担と思いながらの付き合いしている川上村の状況を見ますと、このことはどうして川上村は千円以下が守られないのか、他の地域はきちんと、46年に作られたこの千円がどうして守られているのか、その辺川上村はなぜ守られないのか、その辺のことをどのように委員会あるいは館長は捉えているのか伺います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤公民館長

○公民館長（高見澤 光君） ただ今の大西議員の再質問に対しお答えいたします。

香典の千円が守られていない理由ということでございますが、なかなかその理由というのは一概に言えるものでございませぬ。生活改善委員会、4月と6月に2回開催したわけですが、その中で出た意見であります、香典に関して言いますとその出す家で以前もらっていた金額を見てそれを見て持っていくと、香典をその葬式ができた家に持っていくという意見が多かったです。そこを負担に感じるというようなことであれば、そこは生活改善ということで千円ということに切り替えてやっていただいてもよいのではないかと思います、なかなかその辺が個々の考え方といういろいろなものがあってなかなか難しいのではないかと思います。

また、佐久市その他南牧村とかそういう町村では5年前のアンケートでは、守ら

れているというような答えではありますが、その範囲とといいますか、どの程度の範囲で守られているという答えなのか詳細までは分かりませんので、なんとも言いえないところではありますが、いずれにしてもこの生活改善の申し合わせ事項に関しましては、佐久地域2市2郡というか佐久市の生活改善委員会のものに合わせるというのが基本でありますので、この香典の額もそこは変えずにいるわけですが、今後そういうなかなか生活に負担に感じる方が多いということであれば、そこら辺のことは調査して今後を活かしていきたいと思えます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 大西議員。

○9番（大西たま子さん） この生活改善というのは、皆さん直接村政に関わりないからたいたことないと思うかもしれないのですが、しかし村民の皆さんにとっては大変負担になっているというデータも出ています。

今年度発行した5か年計画の作成にあたって村民の意識調査が行われました。そのデータの中で生活改善について不満、やや不満と答えた方は50.2%と回答者が501人いましたから、その半分以上の人が現状を不満と思っているのです。なんとかしてほしいという思いでいるのだと思います。ちなみに前回の5年前の調査では、46%でしたからやはり徐々にこの負担感が伸びているのではないかと思います。

確かにどんどん金額も上がっていけば、「あっ、今度はまたこれくらいあの人からもらったから返さなくてはいけないか」とか、いろいろ葬式の知らせを見るたびに皆さん心がざわざわと揺れ動くのではないかと思います。それに新盆見舞いもあればさらに同じくらいの額をまた包んで出していくという話もききました。一般の方の香典とさらに新盆見舞いも、しかも1軒だけではなくて何軒もの軒数を回っている方も大勢いると思います。そういうことを考えると金銭的なものはかなり負担だと思います。

そうして守られていないのではないかとというのは委員会の中で出されたと言いますが、いないのではないかと声ではなく、具体的な数値として根拠をはっきりさせる必要があるのではないかと思います。金品のやり取りなど実態を調査して具体的な、「これくらいもらった」、「これくらい返金した」というようなことを数値として目に見えるような形にしたら、皆さんその数字を見て「あっ、こんなにみんな出しているのか」というふうに具体的に改善すべき方法が見られるのではないかと思います。

やはりこれらを調査して方向付けをしていくことが、また1年ごとに先程館長がおっしゃってましたが、位置づけしていきたいということを書いていました。そう

いう方向で今後そういう調査もあわせてお願いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤公民館長

○公民館長（高見澤 光君） ただ今香典の額の調査ということでありましたが、なかなかその部分に関しましてはちょっと難しいかなと思います。金額的な部分で負担を感じている方もいると思うのですが、プラス交際の範囲もなかなかこういう田舎ですと広いので、そういう部分で負担を感じている方もいるのかもしれませんが。ですので、金額的な部分もそうですが、交際する範囲というのも狭めていくような感じで、そこら辺は個々に各世帯で考えていただくというようなことしかないかなと思います。

いずれにしましても本日いただいた意見を参考に、また今後の生活改善委員会で委員からの意見もなかなかいただけないわけですが、いろいろ皆さんで話し合いしながらどういった方向にしていったらよいのかなというの、今後も検討していきたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 大西議員。

○9番（大西たま子さん） 館長から、確かに生活改善というか葬儀の仕方がどんどん時代とともに変わってきたということは私も実感しています。30年前に近所の方が亡くなったときは、公民館でいろいろな女性の方が集まって料理を朝から晩まで作って、洗い物をして、それで今度は自分たちも食べてというようなことが最近なくなりました。そんな大寄りがなくなったことを歓迎する一方で、年配の人は大寄りの中でいろいろなことが学べたと、あれは本当に嫁に来ていろいろ分からなかったことがあそこで学べてよかったという話も聞きますが、そういうように少しずつ時代とともに変わってきたのは、暮らしやすい村になってきたのかなという部分もあるかと思っています。

是非、公民館として、生活改善委員会もまたまとめ上げて、皆さんが生活改善が進んで住みやすくなったと言えるような村になっていくように願って1回目の質問は終了です。

次2つ目の送迎についての質問にさせていただきます。高齢者が増えていると先程も課長がおっしゃっていましたが、これから本当にどんどん高齢者が増えていき、さらに高齢者の移動手段が大変重要になっていると思います。皆さん、かかりつけ医とか専門医での治療などで重症化する前に早めに治療して、いつまでも元気でいてほしいと思うのですが、村の公共交通では利用しづらくて電車を使つての通院も

大変困難です。

しかしそういう中で助け合ってもらえる人がいるかといえば必ずしもそうでもなく、出荷期の繁忙期や核家族化が進み、家庭内での支えあいが難しい状況もある中、また近所付き合いもだんだん希薄になってお願いをしにくくなったとか、あるいはなかなか我慢して病院に行けなくなったとかいう声も聞かれます。こういうふうに村内でも支えあう力が弱くなっているのも、先程、利用する範囲というかがだいたい限定されていますが、今後のことも考えてぜひ拡大の方向でいろいろな検討を進めていくという前向きなお答えもいただきました。しかしまだまだその辺は委託先のタクシーも限られているとか、あるいはそういうところを委託先を拡大しなくてはいけないという困難な事例もあると思いますが、是非この限定された方だけではなくて、65歳以下でもキーパーソンがいない方とか、急にどうしても医療にかからなければいけないとき車がないという方も使えるようなそういう中身を充実させていただけたらというお願いをして、質問を終わります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番議員 大西たま子さんの一般質問を終わります。

ここで11時05分まで休憩といたします。

(10時55分)

(休憩)

(11時05分)

○議長（由井秀樹君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告番号3 8議員 林克比古君。

○8番（林克比古君） 8議員 林克比古、通告に従い2点質問させていただきます。

最初に再三一般質問させていただきました千曲川河床低下の進捗状況についてお聞きします。千曲川の河床低下について、県と対策協議は実施されましたでしょうか。秋山1号橋の橋台、上流、下流の河床の低下部分、秋山の現状をみると昨年今年も河床は削られ下がっていることがはっきり分かります。1号橋上流、下流の削られた河床部が2号橋、3号橋の間に堆積し、堤防を危険にしています。具体的な対策は考えているのでしょうか。村内全体に秋山の現状と同じことが起きています。把握はしているのか、その対策を検討しているのかそれをお聞きします。

次に村内道路における安全通行の妨げとなる支障木、雑草対策についてお聞きします。御所平地区の通行妨げになる枝木の伐採はありがとうございました。村民から大分通行が安全になったという声をお聞きします。その中で旧川端トンネル付近の雑草や道路側に垂れ下がる枝木で先が見えない、そんな声もお聞きします。村内

各地に垂れ下がる枝木、道路に出た枝、大型野菜運搬車両はミラーと保冷コンテナにあたりたくないの、センターラインを越えて走行します。ミラーを当てて破損すると交換で数万円かかります。運転手はあてたくないの、村民はセンターラインを越えたトラックに危機感を感じています。

今月に入り雑草の伸びた通行の支障がある個所は数か所刈っていただき、見通しがよくなり、ありがとうございます。正直もっとそれに対して、村として早く対処していただきたかったです。

通行に妨げのある支障木に対しては、4月より民法233条3項の1号で催告できるようになりました。安全の妨げになる個所に対して村のやらなければいけないことは、これを毎年行なっていただければならないことです。それに対してお考えをお聞きします。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原産業建設課長

○産業建設課長（原 恭司君） 林議員の2つの質問につきまして答弁いたします。

はじめに千曲川の河床低下対策の進捗状況についてということでございます。秋山1号橋の上流付近の河床は、河床低下の防止のためのコンクリート製のカーテンブロックが設置されています。令和元年台風19号以降、河床の低下が進んだこともあり、そのカーテンブロックの根本部分に洗掘が認められ、ブロックの並びが歪むなどしている部分も確認できます。これらのカーテンブロック自体はすべて連結されておりまして、個々に流れ出るような心配はありませんし、コンクリートブロックが河床の低下に合わせて沈み込む現象は設計上もともと想定しているものでもあります。

河床の様子の変化が一見危険が迫っているかのようにも感じられるとは思いますが、河床や護岸を守る機能は失われておりませんので、今後状況の変化に注視してまいりたいと考えております。

また秋山1号橋付近についても、台風19号前には橋脚の周りに土砂が堆積していたものが洗い出され、河床低下が認められる状況でありますので、台風以降ここ数年間経過をみているところでありますが、さらに河床低下が進んでいるような状況ではありませんし、橋脚の基礎部分にまで洗掘が及ぶような様子ではないと今のところ考えております。

これらの河床低下を防ぐ対策として一番効果的なものは、川全体を横断して帯工を設置することだと思っておりますが、そういった工事には莫大な費用がかかることから、県全体に無数にある要望箇所の中から、緊急度、重要度を考慮して検討され、計画

がされているところであります。

千曲川の河川改修、修繕工事等の関係について村も県に要望を行なっております。その中で今年度の事業としては、林議員以前からご指摘ありました秋山2号橋の下流の右岸側の護岸の改修工事が計画されており、渇水期には着手される見込みとなっております。千曲川は佐久建設事務所が管理・点検を実施し、その責任において必要な工事等を実施するわけですが、建設事務所の河川パトロールでも村内のポイントはしっかり把握しておりますし、村の方においても先日の県との事業要望のヒアリングの際に、秋山1号橋付近の河川改修を含めた複数個所の要望を提出したところであります。

具体的な事業が早期に進むよう、引き続き県との調整を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして2つ目の質問であります、通行の妨げとなる支障木、雑草対策について答弁いたします。村道及び県道の支障木については、道路パトロールの際にも随時確認を行なっています。今年度は7月に住吉神社付近の県道の張り出した枝の伐採を、県の方に実施していただいております。

また県道わきの雑草についても毎年草刈りを実施してもらっております。村道についても主要幹線道路については、村が森林組合に業務を依頼して本年7月に草刈りを実施したところで、その他細かい部分については役場の作業員が随時実施をしているという状況になっております。

また村道の支障木の伐採については例年一定の予算を確保しているところですが、今年度はこれから実施する予定であり、その個所として埋沢大橋の原地区側、それからこちらから行きますと、埋沢大橋を渡ってT字にぶつかりますが、これを左に行って御所平野辺山線にぶつかりますが、この上りの直線道路の張り出した枝の伐採を計画しているところであります。

この支障木につきましては、随時職員の確認や地元からの要望として上がってくる場合があります。土地所有者の承諾も得ながら計画的な実施に努めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の居倉地区の旧川又トンネル付近につきましては、県に伐採の要望を出しておりますが、軽微な作業で済む場合には役場の作業員の方で対応できるかと思っております。現地の様子をよく確認し対応してまいりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上になります。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 林議員。

○ 8 番（林克比古君） 県との話も協議の繰り返ししていただいているみたいで本当に助かります。

秋山の 2 号橋から 3 号橋の間というのは、どうしても 1 号橋の近辺の河床部の原料が結局削られてそこへ堆積するということが一番危ない箇所になる原因だと思うので、またその堤防の工事ですか、是非それを考えた工事をしていただきたいと思います。また私はこのことに関しては再三質問すると思いますが、その都度進捗状況を知りたいとおもいますので、よろしくお願ひしたいと思います。1 項目に対しては再度またその都度質問をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次の支障木等に関しては今のお答で分かりますが、ただ私の言いたいのは普通車目線ではなくて、大型車に乗った方々の目線でも見てもらいたいということで、そこを課長にお願ひしたいのですが、どうしても垂れ下がった木があると避けるのですね、大型自動車というのは。そうするとこの間見ているとセンターラインを越えて走ってくるとか、私はナナーズから先のところは、ミラーを防いで被ってしまってそれで走らないと枝木にあたってミラーを損傷してしまう。だからその辺のことを普通車ではなくて大型車、特に夏場なんかは野菜のトラックが多いとどうしてもそれが原因でセンターラインを越えてきます。そうすると普通車の方は脅威に感じるから、その辺のことも念頭に入れて、その辺の対策もよろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろやってもらっているので、ここだけで質問は終わらせていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で 8 番議員 林克比古君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号 4 2 番議員 川上真人君。

○ 2 番（川上真人君） 2 番議員川上真人、通告に従い 3 つ質問をいたします。

まず統合小学校建設についてですが、小学校建設は建設費が嵩む中で見直しではなく 1 年延期といった判断をされ、将来の負担は大きくなることが予想されます。村民の村政への関心は年々薄れてきており、議員のなり手もなかなかいない状況で、議会だけの説明、また現状の広報川上等の説明だけでは不十分だと私は感じております。

この 4 月、村議選のときいろいろな方々とお話をさせていただき、梓山のこと、村のこといろいろお聞きしました。中でも庁舎そしてこの小学校統合の問題はみないろいろな意見を持っておられました。40 億円もの建設費を使う事案はもう少し

分かりやすくまた村民が納得できるきめの細かい説明が必要だと思いますが、村長はどうお考えになりますか。

次に統合小学校建設の財源についてですが、前回の第3回定例会においての一般質問にもあったと思いますが、その後3ヶ月余りで、財源の確保はしっかりなされているのか。

最後に建設予定地の土地の取得の進捗状況ですが、定例会1日目に説明を受けましたが、もう一度どうなっているのかご説明下さい。

以上3点よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長

○村長（由井明彦君） それでは川上真人議員の統合小学校建設について答弁をさせていただきます。

小学校の統合についてであります。令和2年4月に「学校あり方委員会」から第1小学校と第2小学校を統合すべきである。また小中一貫教育の検討を行うことと意見書が村に提出されました。

そこで「川上村小学校統合研究委員会」が発足し、2校を併設型の小中一貫校として統合し、中学校西側に建設予定地をするという事に決定したわけでございます。この決定を受けまして、当初、令和8年4月開校を目指して事業を進めておりました。

統合小学校開校の1年延期についてであります。学校建設予定地にある河川敷の土地取得について、国及び県の事務手続きが大幅に遅れたことによるものであります。

このまま用地取得後、速やかに建設を進めた場合でも、令和8年4月以降の年度途中の完成となってしまうわけでございます。ご存知のとおり、この統合小学校は2つの学校が1つになるわけですが、1つの学校の建設や役場庁舎と違い、県の教職員の配置の関係もあり、年度途中で開校をすることが非常に困難なわけでございます。そのためやむを得ず1年延期とし、令和9年4月開校を目指して、統合小学校建設事業を進めておるところでございます。

あわせて、延期した1年を活かし、事業費の見直しやまた開校後の運用方法なども時間をかけて検討してまいる予定であります。

1年延期することには財源についての懸念も生まれるわけですが、補助金や起債、基金の活用について長期的な財政計画の中で、しっかりと位置付けていく予定であります。

また今年度実施設計を進めておりますが、使用材料の見直し、設備の見直し等を行い、必要最小限の事業費となるよう図っていきたくと考えております。

次に住民への説明についてであります。必要な情報といたしましては、ホームページや広報川上など掲載を行いました。また住民の代表である議会や建設委員会においても説明をしているところでありますが、川上議員おっしゃる通り少し周知が足らなかったのではないかとそんな気持ちもしております。

今後の建設工事の進捗状況や統合小学校に関する情報は、統合小学校建設新聞として各家庭に配布することも考えており、併せてホームページや広報川上等に掲載し、住民の皆さまに丁寧なる説明をしていきたくと考えております。

時節柄、建設費の増加はやむを得ないとは思いますが、川上村の将来の子供たちのために、併設型の小中一貫校として中学校西側に統合小学校を建設したいと考えております。よろしくご理解のほどをまたご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 加藤教育振興課参事。

○教育振興課参事（加藤明男君） 私からは、統合小学校建設における財源と土地取得の進捗状況について説明いたします。

統合小学校建設に係わる財源であります。まず事業費について現在実施設計を進めておまして、正確な金額が出ておりませんので、以前にも説明をさせていただいておりますが、基本設計の金額でご説明いたします。

統合小学校に係る建設費としまして、開発、造成工事、校舎本体、体育館建築工事、グラウンド、外構、駐車場造成工事等総額で32億645万円を予定しております。

付帯する事業といたしまして、建設前の調査、設計、工事中の監理業務、土地取得費、取り付け道路工事等になりますが、合わせて5億643万円となる見込みであります。またその他にプールのかさ上げ工事、引っ越し費用、備品購入費、スクールバス購入費等に2億286万円を見込んでおまして、総額39億1,574万円を予定しております。

基本設計で算出されましたこの金額には、物価上昇分を見込んであるとは言え、建設工事着工までには1年以上の期間がありますので、昨今の原材料費、資材の高騰、2024年問題と言われている働き方改革、また放課後児童クラブに使用する部屋の増設等によっては、事業費が変更になることが考えられます。

財源にいたしましても未確定ではありますが、国庫補助金10億8,662万円、地方債12億5,320万円、基金15億円、一般財源7,592万円を予定しております。地方債の12億5,320万円につきましては、償還期間が10年から20年となっております。

ます。令和4年度末の償還計画に統合小学校建設の償還金を加えた場合、令和11年度から12年度に村全体の償還金のピークを迎えます。財政係で繰り上げ償還や、条件のよいほかの地方債への借り換え等の償還計画の見直しを随時行なっていくので、健全財政が維持できるものと考えております。

次に土地取得の進捗状況であります。個人の土地につきましては地権者の方にご協力をいただきまして、購入についての了解をいただいております。現在支払い手続きを進めているところであります。

河川敷の土地につきましては、8月に長野県の所有になりまして、9月7日の議会におきまして土地取得の契約案件の議決をいただきましたので、県と払い下げ手続きを進め、来月には村の所有になる見込みとなっております。

また現在実施設計に着手し、開発許可申請を行っております。11月には開発許可が下りる予定になっておりまして、今年度中に造成工事、取り付け道路工事に着手していく予定であります。

その後の予定であります。造成工事が令和6年度に完了し、令和7年度から校舎と体育館の本体工事、外構工事等を行い、令和8年11月までに完成、令和9年1月から3月にかけて引越しの作業を行いまして、令和9年4月の開校を目指しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。川上議員。

○2番（川上真人君） 住民への説明の話ですが、私の勉強不足かもしれませんが、私が把握しているところでは令和5年4月28日発行の広報川上には、小さく統合小学校の開校延期についてほんの10行ばかりで記載がされています。具体的な事業費等は何も記載されていません。とても十分とは思えませんので、是非統合小学校建設新聞の発行をお願いいたします。

最後にですが、新校舎完成の延期はもう認められないと思いますので、令和9年の新校舎完成ばかりを優先し、校舎の規模、設備が無駄にまたは不備があつてはいけないと思われま。まだ十分に検討してもよいのかと思われま。小学校の統合は、統合することが第一なのか、新小学校建設が第一なのか、村長の意見をお聞きして私の質問を終わりにします。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長

○村長（由井明彦君） 川上議員、本当にご意見ありがとうございます。確かに私も皆さんに周知不足ということは承知をしているところでございます。これからは逐次、村民の皆さまに校舎建設についての進捗状況、あるいはまた予算の変更についての

報告など丁寧に説明をしていきたいと思っております。

そしてまた学校建築が先か、統合が先かということでございますが、私はやはり両方大事だと思っております。と申しますのはこんなに大金をかけて学校をつくる必要はないのではないかとそんな気がするわけでございますから、統合とやはり校舎の建築と両方一緒に同時進行で進めていくのが筋だと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 川上議員、再質問は。 川上議員

○2番（川上真人君） 分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で2番議員 川上真人君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号5 4番議員 渡邊亜子さん。渡邊議員。

○4番（渡邊亜子さん） 4番議員 渡邊亜子、通告に従い質問します。

村内の街路灯（防犯灯）について2項目質問します。令和2年11月に行われた村民懇談会にて、街路灯の見直しを意見したところ、LED化や傾いた街路灯の撤去を総務課で進めているとのご回答をいただきました。あれから3年経過しましたが、どの程度の改修が進んでいますか。

もう1つ、2013年に締結された水銀に関する水俣条約への対応により基準値を超える水銀灯が製造中止になりました。そのため水銀灯からLED灯などへの早期切り替えが必要と思われまます。

現在、各地区と村がそれぞれにおいて街路灯、防犯灯の管理をしていると思えますが、村が主体となり各地区に働きかけて、街路灯、防犯灯の改修事業を村内全域で進めるべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうかよろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） それでは村内街路灯のLED化などへの改修状況についてと、村内全域の改修を進めるべき、についてご説明申し上げます。

村内街路灯は、令和2年度に下地区から調査を始めまして、令和4年度、昨年度まで街路灯調査を実施してまいりました。この事業により台帳整備が完了しました。

現在、村内には986灯の街路灯があり、この内水銀灯ランプは444灯、LEDランプは59灯となっております。その他のランプですが、白熱電球38灯、ナトリウムランプ37灯、蛍光ランプ32灯となっております。

LEDランプへの推奨は、毎年4月に行う行政連絡員会議の際に、ランプ切れや故障の際の交換はLEDランプを推奨する旨を通知しております。

交換修理費用の半額を地元の林野保護組合にお願いしてございまして、残りの半分

を村が負担しております。

また設置した状況も様々で、各地区林野保護組合が設置したもの、商工会が補助を申請して各事業所が電気料の負担をしていただいている街路灯、道路整備の際に川上村自体が設置した街路灯、また通学路にも街路灯がございます。

近隣町村の状況ですけれども、南牧村では令和3年度の計画で632基すべてをLEDに交換したと聞いております。管理修繕等のリース委託契約をしております、10年間で4,550万円、月々37万9,000円を支払っているそうです。

また南牧村では、全体本数は把握していませんが、半数程度はすでにLEDになっています。変更の工賃は1基4万円ほどかかるそうです。

北相木村では交換の際にはLED化にしており、7割程度がLEDになっております。

小海町は797基の内7割程度がLEDとなっています。各区の運営費として渡しております、その中から公民館の改修や防犯灯のLED化の費用も計画的に出しているようで、ここ3～4年でLED化が進んできたそうです。また維持管理費として1基当たりの交付金が決められていて、年に1度交付しているそうです。財源は過疎債等を利用しています。そんな状況でございます。

このような状況で、交換の際にはLED化を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 渡邊議員。

○4番（渡邊亜子さん） 答弁ありがとうございました。村内の状況は分かりました。私も南相木村と南牧村に調査に行ってきました。南牧村はプロポーザル方式でリース10年間というのは分かりました。そして南相木はエバーライトの防犯灯に、2009年に変えたため、LEDの一步手前だったので、これからLEDに変えていく方針だそうです。そして南相木村は商工会をやめてしまった商店、個人の街路灯をどうまとめるかが問題だったようですが、一括して村がまとめてエバーライトに変えたそうです。

そしてここ数年、村内でも商店街の事件、事故が起きています。犯罪に不安を感じる住民のためにもLEDの防犯灯で村内を明るくすることが犯罪防止の最善策と言えます。

現在、村の状況ですが、1本の街路灯で上部100㍓、下の看板40㍓と2箇所での電気代がかかっている、昼間も点いている街路灯も多く見受けられます。そして電気代の高騰により今年度は1年間で30万から40万円値上がりし、1つの地区で街路灯に年間200万円前後の高額な電気代が発生している状況です。

政府の総合計画の中に2030年度温室効果ガス排出量46%削減目標があります。

環境問題に敏感な長野県だからこそ、村でもいち早い取り組みが必要ではないでしょうか。

水銀灯の製造中止になったことなどは、一般的な認知度がまだ低いため、これから環境に配慮した製品は価格の高騰も予想されます。ですから村が主体となり村内全域で周知徹底していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 渡邊議員、終了でよろしいですか。

○4番（渡邊亜子さん） 一応答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） いろいろとご指摘いただきましてありがとうございます。村でもそういったことで、今LED化を取り組んでおりますけれども、まだまだ近隣に比べますと、本数等が少ない状況でございますので、今後ともどういったかたちがいいかを検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 渡邊議員。

○4番（渡邊亜子さん） 防犯灯の増設や撤去をする場合は、そこで暮らしている住民でないと分からないことがあると思います。区だけでなく公民館各種団体通学路の面ではPTAの皆さんの意見も聞いていただいて、進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番議員 渡邊亜子さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。 通告番号6 5番議員 渡邊 正君。 渡邊議員。

○5番（渡邊 正君） 5番議員 渡邊 正です。このような場所での質問は初めての経験ですので、しどろもどろするかもしれませんが、よろしくお願いします。

それでは通告に従いまして2点質問いたします。

1点目は川上村野菜生産販売戦略協議会についてです。昨今、川上村の野菜販売が苦戦しています。農家は大変厳しい状況に立たされており、長い間、野菜生産の一大産地としてのその地位を築いてきたが、この先が非常に心配です。村は野菜生産販売戦略協議会において長期的な視点で、今後の農業のあり方について議論していくべきではないか。現状の野菜生産販売について、どのように考え、具体的な対策を行なっていくのか答弁願います。

2点目は、私からは村長の任期が来年の2月で満了を迎えるにあたり、今任期の総括とそして同じく実施される川上村村長選挙について村長に伺います。

今、地方は人口流出や少子高齢化により地域を支える人材の減少が著しくなっ

います。これは多くの自治体で見られる現象で、やがては大きな社会問題になるだろうと懸念されるところです。川上村も決して例外ではありません。農業立村で名を馳せた村ではありますが、野菜の消費低迷や異常気象による作柄不良、近年の世界情勢を反映する諸物価の高騰など、農家にとって不安はつきません。

また農業に傾斜した村政運営では様々な危険性をはらんでいます。これからは新たな産業や職種を取り入れ、安定した生活が得られるよう多様性を持った村政運営が求められると思います。村内で暮らす多くの村民が村の将来を憂慮し、安心して暮らせる村づくりを村長に期待しているのではないのでしょうか。

そこで村長に伺います。4年前の令和2年2月、由井村長は村長選挙で当選を果たされ、3年と数ヵ月、「村政に新風を吹き込む」を旗印に、日夜汗水流しながら行政の舵取りを担ってこられました。振り返れば就任早々、コロナウイルス感染症が蔓延し、世界的な規模のパニックに巻き込まれる中、情報収集やその対応に陣頭指揮を取りながらの船出だったかと覚えています。そして就任以来、いろいろなかたちで公約実現に向け、村民の安全と安心を考え、村政運営を進められてこられたものと私は思っています。

しかし早いもので来年2月をもって村長就任の満了を迎えます。そこでまず村長が掲げられた公約の「元気でやさしい明るい村づくり」に対し、村長ご自身、3年半の実績をどのようにとらえられているのか、また残りの半年間を公約実現に向けて、どう取り組まれるのかお伺いします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁の前に訂正をお願いします。先程6番議員渡邊 正君と申しましたが、5番議員 渡邊 正君に訂正します。よろしくをお願いします。

答弁を求めます。 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） それでは渡邊議員の野菜生産販売戦略協議会について答弁いたします。

はじめに協議会組織の目的や体制、役割について説明いたします。この戦略協議会は、今まで野菜の輸出事業に特化していた組織でありましたが、今後は、村の農業施策を計画的に推進し、消費者や生産者のニーズに機動的に対応していくための組織となります。村や村内3農協に加え、商系組織の代表者や若手生産者を委員に、農業施策の方針や課題への対応、農業技術、農業に関する環境問題、販売促進などに関することを検討し、生産者へ情報発信していくものです。

今後の具体的な取り組み対策（案）として、4点ほど挙げさせていただきます。

1つ目は、野菜の消費拡大 PR 事業です。これまで村では大型イベントでの物産

展をはじめ、都市バスや野菜トラックのラッピング広告などを通じて、清浄野菜をPRしてまいりました。ここ数年はコロナ禍により大々的なPR事業が実施できておりませんでした。これを機に協議会で新たなPR方法を検討し、野菜の消費拡大につなげてまいりたいと考えています。

2つ目は農業生産経費に関することです。

昨今、農業資材や人件費など野菜生産に係るすべての経費が高騰していることから、自身の農業経営を分析し、徹底したコストの見直し、経営の合理化など生産経費の削減につなげるのが必須となっております。健全な農業経営の実現に向けて、経費削減につながる勉強会の開催や栽培技術の向上につながる講習会等の開催を検討してまいりたいと思います。

3つ目は野菜の多品目化でございます。

本村の現状はレタス、白菜、サニーリーフの主要品目が生産過剰傾向にあり、安値の一因にもなっています。

また最近では夏場の高温が続くなど、これまでの村の気候とは変化していることから、新たな栽培品目の導入が必要不可欠であります。

本年は白ナス栽培に取り組んでいる農家もあり、農産物に高い付加価値を付けた取り組みのよい事例かと思えます。

村には野菜生産安定基金制度がありますが、この基金制度は価格保証や奨励金を交付して、主要品目から他の野菜やそばなどへの転作を促すものでもあります。こうした制度も柔軟に活用し、これまで以上に新たな品目の導入や多品目化に向けた取引を検討してまいりたいと考えております。

4つ目は収入保険に関することです。

農家が安心して農業経営ができるよう収入保険の制度があります。収入保険は災害による収量減少や価格低下をはじめ、農家の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償いたします。保険料が高いという話も聞きますが、持続可能な農業経営のためにも保険の加入は必要なことでもあります。加入促進に向けて、協議会として推進していければと考えております。

このほか協議会委員から様々な意見を出していただき、本村農政の課題解決につなげていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。以上となります。

○議長（由井秀樹君） 続けて答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） それでは5番議員の質問にお答えします。

昨年9月議会において任期の折り返しを過ぎたが、選挙公約の進捗と今後の施

策の展開についてと同様のご質問をいただいたわけでございます。

それから1年が経ち、私の村長としての任期も残り半年を切りました。その際にもお答えをいたしました。令和2年2月、村長就任と同時に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、あらゆる行事等の中止や縮小、そして感染症による行動制限などがあり、生活の様式がすべて見直され、とりわけ子どもたちには大変さびしい思いをさせたといまでも申し訳なく思っております。

今年の5月にはようやく新型コロナウイルスの位置付けが2類から5類に移行されました。完全な収束ではありませんが、以前の日常を取り戻しつつあります。本来ならば急速な景気回復を期待するところですが、ロシアのウクライナ侵攻を端とする原油等の高騰、また過度の円安による食品等の物価の高騰が妨げとなり、農業等の経済活動や皆さんの家計を直撃し、厳しい負担を強いられているのが現状であります。

私も村政に新風を吹き込むという決心のもと職責を担ってまいりましたが、取り巻く情勢は大変な向かい風であったことは否めません。しかしながらそうした中でも村民の皆さんに少しでも寄り添う村づくりに取り組んでまいりました。議員の皆様方をはじめ村民の皆さんのご理解、ご支援を改めて感謝を申し上げます。公的なスローガンに「元気でやさしい明るい村づくり」を掲げ、様々な施策に取り組んできたところでございます。

具体的には千曲川の左岸道路、大深山の産業道路の建設、新庁舎交流防災センターの建設など、村政継承的に実施し、施策または学校給食の無償化、訪問リハビリの開始など新たな施策に取り組んでまいりました。

加えて令和元年の台風19号による被災した男橋をはじめとする災害復旧にも鋭意努めてまいりました。しかし本当にこの村の将来が元気で明るいものになりつつあるかというところでございますが、一抹の不安も感じております。

こうしたところ今年、本村出身の由井亀美也宇宙飛行士が来年2回目となる国際宇宙ステーションに長期滞在が決定したと報じられ、再び村民に夢と希望を与えてくれたことになったことに心から感謝を申し上げます。村の誇りであること、来年に向けて全力で応援をしていきたいと考えております。

しかし計画的な観点からとらえるとこの3年半余りの間に、目指す村の姿にとって大きな足がかりと言える施策に取り組めたかといえばいささか不十分だったと感じています。理由の1つとして公約に掲げた雇用の場の創出のため、起業誘致の方向性が見い出せないということでございます。本村の人口8年前に作成した人口

ビジョンの目標値よりすでに 150 人を下回っております。コロナ禍を想定してなかったことを考慮しても人口減少は著しく、人口目標の実現は本村にとっても、もっとも憂慮すべき課題であります。

そのために企業誘致は重要な施策と私は位置付けております。以前にも申し上げましたが、どんな企業、産業でも構わないということではなく、千曲川の源流であることや清浄野菜のイメージを守るために業種の選定は慎重に行うべきだと考えております。

また相手のあることです。難問ではありますが、条件整備を含めて前進を図っていきたいと考えております。今年 3 月令和 5 年度から 5 ヶ年の川上村総合計画を策定いたしました。これは村のすべての基本となるものであります。行政運営の総合的な指針となるものであります。そこには村の現状と課題、それに対する施策取り組みを明記してございます。

任期の残り半年をどう取り組むかというご質問でございます。これら計画の実践は当然ですが、冒頭申し上げた原油、物価高の高騰が村民の皆様の家計を圧迫している現状に、村としてどう対応できるかが早急の返答になると思います。

6 月に渡邊亜子議員から一般質問をいただいたがん患者さんへのアピアランスケア、頭髪のウィッグ等の購入助成についてもこの 9 月議会にさっそく制度設計をして予算を計上させていただきました。予算的にはわずかでございますが、村民の皆様や議会の皆様からの声をいただき、村民の皆さんに寄り添ったこうした村政を 1 つでも 2 つでもできればよいかと考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 渡邊議員。

○5 番（渡邊 正君） 1 点目の質問で、協議会のあり方、具体的な対策の事例等を挙げて答弁いただきありがとうございました。本村には村内の 3 つの農協、10 数団体の商系組織がある非常に個性ある産地です。それぞれの団体で栽培方法や販売方法も異なり、抱える課題も様々です。意見集約が大変な場面もあるかと思えます。しかしながら安定した農業経営という目指す方向は皆同じであります。問題解決に向けた有意義な協議会になることをお願いしまして、1 つ目の質問を終了させていただきます。

2 点目の質問です。考えを聞かせていただきありがとうございました。就任前に発生した令和元年の台風 19 号災害の復旧事業の推進、そして千曲川左岸道路、大深山産業道路の整備をはじめ庁舎交流防災センターの建設、川上駅舎の建設、また

統合小学校の建設基本構想の策定と、村長は就任後、大型工事の推進や計画に取り組んでこられました。しかしこれからの大型事業は村長の就任前から計画されていたものも多くありました。こうした事業に目処がついた以上、これからは由井村長の手腕の見せ所ではないでしょうか。災害に強い村づくり、農業政策の充実、観光振興や企業誘致、学校跡地の有効利用、そして安心して子育てや老後が送れるような村づくりに大きな期待がかけられています。

村が抱えている課題は今一番主役をしている村長として、引き続きリーダーシップをとっていただき、住みよい村を目指すべく役目を改めて担っていただくことが村民の利益になると考えます。今はまだ任期半ばではありますが、半年後の選挙をにらんで村長の決意の程を改めてお聞かせ願えればと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） たいへんお褒めの言葉ありがとうございます。来年の2月には実施予定の村長選挙を踏まえて、私の出处進退についてお尋ねがありました。先程も申し上げましたとおり、公約のすべてを實踐できたわけではございません。統合小学校の開校、1年延期を判断させていただきました。テンサイシスト線虫の発生、新たな農業への課題をと説明をしておるところでございます。

ほかにも少子化対策や村内の防犯対策、中部横断自動車道の早期回復にはふるさと納税の促進、数々の山積をしております。また私が策定をしました新たな5カ年の川上村総合計画は今年は1年目であり、今年は動き始めたばかりであります。こうしたことを考えると志半ばであることに間違いはありません。

まだまだ自分では体力的に自信はありますが、4年後には80歳を迎えるわけでございます。ご存知のとおり村民の利便性向上や業務の効率化などから行政のデジタル化が推進されております。内容を理解するのに苦しむ場面も多々あるのも事実でございます。

また社会情勢の変化はかつてより格段にスピードアップし、多様化されております。つまり行政も迅速かつ柔軟な対応を求められている時代でございます。来年の2月村長選挙、現時点で私の気持ちは定まっておりませんが、また然るべきときにははっきりご返事をしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 渡邊議員。

○5番（渡邊 正君） 前向きなお考えだと確認させていただきました。長い年月をかけて成熟させていく、それが行政運営の一つのかたちだと思います。半年後も継続して村のリーダーでありますよう、早めに重い決断をされますことをご期待申し上げます。

て質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（由井秀樹君） 以上で5番議員 渡邊 正君の一般質問を終わります。

これで本定例会に通告のあった一般質問を終わります。

閉 会

○議長（由井秀樹君） 本日の日程はすべて終了しました。

これをもって散会といたします。ご苦勞様でした。

(12時05分)

令和 5 年川上村議会第 3 回定例会（最終日）

令和 5 年 9 月 14 日

（開会 10 時 00 分）

○議長（由井秀樹君） 皆さんおはようございます。

本日は全員の出席を得ています。

これから本日の会議を開きます。

日程第 5 議第 53 号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 5 議第 53 号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 渡邊議員。

○4 番（渡邊亜子さん） 改正後の高登谷湖のテニスコート、高登谷グラウンド、藤塚のマレットゴルフ場はどこも今使えない状態のように思いますが、今後の使い道などは考えていますでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） 今回の条例改正の際にやはり同じように高登谷湖のテニスコ

ートであるとかグラウンドであるとか藤塚公園のマレットゴルフ場、アスレチック等どうするんだという議論が出ました。確かに以前は活用していたのですが、テニスコートはボールがどこへ飛んでいくか分からない状況ですし、藤塚の公園へ行くところどこがマレット場なのか、昔は子どもを連れてアスレチックへ行ったのですが、その面影すら今は現状がないと。その活用がされてないというのは先程言ったように今回の条例改正の際にも議論が出ましたが、要検討ということで今後どうしていくかを探っていきたいと思っておりますし、高登谷湖に関しては、今年、村の有志の方々が釣り大会ということで活用し始めてくれました。そのように内発力で何かあればまた何かそれをご意見聞かせていただいて、整備していこうと思っておりますけれども、例えば藤塚の公園に関しては、立地的には私がただ見ると、高台にあるので、災害時には避難所的な場所としては有効でないかなと意見を持っております。そういったことも含めながら、ただ無駄にしておくだけでももったいないと思っておりますので、またご意見いただきながら検討していきたいと思っております。

○議長（由井秀樹君） 渡邊議員。

○4番（渡邊亜子さん） 分かりました。有志の皆さんで今年も釣り大会は200人近く、外部の方も50人くらい来たそうで、すごく賑わっていたみたいです。

またこういう危ない所、今現状どうなっているか分からない所で、お金をとるといのが毎年毎年当たり前のように改正されていくのではなく、もっと新しい考え方でいろいろな人の意見を聞いて、今後活用をよろしくお願いします。終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で渡邊議員の質疑を終わります。ほかに質疑ございませんか。
（質疑なし）

ないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第53号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6 議第54号 令和4年度川上村一般会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第6 議第54号 令和4年度川上村一般会計歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 大西議員。

○9番（大西たま子さん） 歳入歳出決算の概要の資料に基づいて質問いたします。資料の8頁です。ここにあります5の社会体育費の説明分にふるさと村塾委託260万円とあります。これについて質問いたします。

ふるさと村塾事業は竹下登が元首相をやっていた時に、1億円を各自治体に出して、ふるさと創生事業としていろいろな活用、どんなしぼりもない活用をしてくださいということで、1億円が各行政に配られたわけですがけれども、川上村はこの1億円を使って、人をつくるという趣旨だったと思うのですけれども、そういうのでこの後1988年以降、かなり頻繁にゴルフ大会にプロのゴルフの人を呼んでゴルフ教室とかあるいはミュージシャンを呼んでコンサートが開かれたり、文化講演が開かれたりとかかなりふるさと村塾の塾長さんも選ばれて、そこをもとにいろいろなイベントがあったと思うのですけれども、ここ何年間もふるさと村塾の声を聞かなかったのですけれども、今回の夏祭りのときの配られた器だったか、どこかでふるさと村塾という字が見えて、あれえふるさと村塾ってまだあったんだなあという認

識を持ったわけです。そうしたらこの概要の中に、ふるさと村塾に委託したいということで260万円が計上されてありましたけれども、今このふるさと村塾はどのような位置付けで、どのような活動をしているのか中身を質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 長崎課長。

○教育振興課長（長崎 治君） ただいまのご質問ですけれども、ふるさと村塾という名前だけ残っているかたちで、夏祭りを実施させているというのが現状でございます。委員の皆さまに委嘱しない状態であって、ふるさと村塾独自の事業としての予算は計上してなくて、終っているような形になっておりますけれども、夏祭りについてはふるさと村塾の名前を少し残したような格好で実施させていただいているということでありまして、今後については少し検討して、名前を残して実行していくのかどうか検討しながら、夏祭りを残すのも止めるのかどうかということも踏まえて、検討していきたいと考えていますのでお願いします。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子さん） このふるさと村塾の1億円はまだ残っているということなのでしょうか。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 長崎課長。

○教育振興課長（長崎 治君） それにつきましては、最初の5年と次の5年ということで、使い切っていますので、残ってないということです。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子さん） 残ってないということで、名前だけは残してあるということで、今の答弁でそういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。もしお金が残っているでしたら、今後また以前のように文化センターを使ったコンサートとか文化講演などをやってほしいという要望があったのですけれども、それはちょっとできないということは分かりました。

またふるさと村塾のあり方については今後皆で話し合っ、よりよい方向で進めていけたら、名前を活用したイベントを新たに作ってもらったらいいなあと考えています。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で大西議員の質疑を終了します。

ほかに質疑ございませんか。 由井基治議員。

○7番（由井基治君） 決算書の18頁、県の補助金の3節林業振興費の中に、3月の定例会だったと思いますが、森林環境保全直接事業補助金1千100何十万だったと思

いますが、この金額は申請し直せばもう一度もらえるという答弁だと思いましたが、このお金がどうなったのかお聞きしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 決算説明資料をご覧いただきたいと思います。66頁をお願いいたします。その中の一番下の段になりますが、森林環境保全直接支援事業委託ということで、ここにその決算関係の数字が載っております。事業費 2,224 万 4,200 円、その中に財源内訳として、県の支出金、県の補助金がここに 35 万 6,300 円それから下の段の 134 万 5,500 円ということで、県の補助金の額が載っております。

3月の補正予算では一応 1,100 万円ほどの減額を行いました。これはあくまで予算ということでありまして、当初予算で県の補助金を最大限見込んだという中で、いろいろ事業をやっていく中で、事業をやらなかったものもありますし、面積が減って少なくなったりという諸々の関係で、1千何がしを減額と、3月に一挙に減額してしまったということになります。

実際にはこの実績額 2,900 万円ほどの事業を行いまして、170 万円ほどの県の補助金がきたという結果であります。県の試算ですと、これにあとまだ 240 万円ほどの補助金が得られなかったというようなことの中で、今年度これからまだ苗木の補植を行ったりそれからまた下刈り等も行いまして、それに対して補助金を申請するということにはなりますが、まずは具体的な補助額がいくらになるとかというのがまだ分からないので、また報告できたところで皆さんにお知らせできればと思います。以上になります。

○議長（由井秀樹君） 由井基治議員。

○7番（由井基治君） これは決算書で確定の金額と思いますが、3月の定例会の一般の歳入歳出の資料では、見込みだけでなく、完全に目処が立っている金額が入ってこなかったという説明だったと思いますが、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 3月の議会のときですが、あくまで予算上ということで答弁したと思うのですが、一応、予算というとはどうしても事業を行なっていく中で、いろいろなものが変更になってきてしましまして、本来であれば12月の補正予算で大きな減額をすればよかったのですが、これがどうしても3月の最終の議会で減額するようになってしまったということで、そこら辺は私共も反省しなけ

ればいけないところですが。3月時点ではあくまで予算上の減額ということです。

○議長（由井秀樹君） 由井基治議員。

○7番（由井基治君） 苦しい答弁ありがとうございました。予算付けしてあるわけですから、しっかり執行してもらわないと、工事費が2,500万円上がった、それは道をつくるために仕方ない。だけど予定したお金が入ってこないというのはミスだと思います。そのようなことが起きないように、村の首長さんもある程度、管理指導していただきたいと思います。以上です。

○産業建設課長（原 恭司君） すみません。

○議長（由井秀樹君） 以上で由井基治議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はございませんか。

（質疑なし）

ないようですので質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第54号 令和4年度川上村一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第7 議第55号 令和4年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第7 議第55号 令和4年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第55号 令和4年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 8 議第 56 号 令和 4 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 8 議第 56 号 令和 4 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 56 号 令和 4 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 9 議第 57 号 令和 4 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 9 議第 57 号 令和 4 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 57 号 令和 4 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 10 議第 58 号 令和 4 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 10 議第 58 号 令和 4 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 58 号 令和 4 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 11 議第 59 号 令和 4 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出決算

○議長(由井秀樹君) 日程第 11 議第 59 号 令和 4 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 59 号 令和 4 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 12 議第 60 号 令和 4 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出決算

○議長(由井秀樹君) 日程第 12 議第 60 号 令和 4 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 60 号 令和 4 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 13 議第 61 号 令和 4 年度川上村営水道事業特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 13 議第 61 号 令和 4 年度川上村営水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 61 号 令和 4 年度川上村営水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 14 議第 62 号 令和 4 年度川上村下水道事業特別会計歳入歳出決算

○議長（由井秀樹君） 日程第 14 議第 62 号 令和 4 年度川上村下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 62 号 令和 4 年度川上村下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本決算は認定されました。

日程第 15 議第 63 号 令和 5 年度川上村一般会計第 3 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 15 議第 63 号 令和 5 年度川上村一般会計第 3 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 林 克比古議員。

○ 8 番（林 克比古君） 24 頁の教育費で、説明がちょっと分からなかったので、もう一度お願いします。教員住宅管理委託というものについてもう一度説明をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 長崎課長。

○教育振興課長（長崎 治君） もう一度説明いたします。5万4,000円の委託料になりまして、今、原の教員住宅で1室、秋山の教員住宅で2室空き部屋になっております。秋部屋については人がいないということで、どうしても冬の凍結とか管理が必要になりまして、当初でお願いしてあったのですが、ちょっと不足するというところで5万4,000円を追加してお願いするということです。1室増えたということで追加するという事になっています。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 林 克比古議員。

○ 8 番（林 克比古君） これは空き部屋の使わない時に対しての処置を、この管理委託で水道などの関係をやるということですね。分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で林 克比古議員の質疑を終了します。ほかに質疑ございませんか。 井出 光議員。

○ 6 番（井出 光君） 14 頁の 2 款 6 の企画費で、宇宙飛行士顕彰事業委託で 329 万円ほどありますけれども、これはどういう事業を予定しているのか。

また実際に宇宙飛行士亀美也君が宇宙へ行くのが来年度だと思っておりますけれども、それまでにこんなに 320 万円も必要あるのか、その辺もちょっと教えてください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） お答えをいたします。329万1,000円の内訳につきましては、

先日の説明の際にも申し上げましたように、これからの小学校、中学校を交えてのワークショップ、これは座学であったりいろいろな体験、作成だとかを見込んでおります。

あとは小さいもので言いますと、すでに設置してありますけれども、役場前の顕彰幕であったり、応援ボードというものを予定しております。大きさを言うと、横が1m50、高さが90cm、コンパネよりちょっと小さいですけれども、そこに予定では星形のシールに村民の方に亀美也飛行士に対するメッセージを手書きしていただいてそのボードに貼り付ける。それを亀美也さんにお届けするとかいろいろな場面で使っていく予定でおります。

あと村の応援姿勢を示すために車とかトラクタなどの背後に貼るステッカーを

予定しております。一応宇宙ということですので、夜間でも車のライトで光って、川上村は由井亀美也宇宙飛行士を全力で応援していますという文言が入ったものを2,000枚ほど作成する予定でおります。亀美也飛行士の詳細の日程はまだ発表になっておりませんで、聞くところ来年の年末ぐらいではないかという予定でおります。

前回、1回目の際にもいろいろな形で関連事業を行なったわけですがけれども、前回で言いますと、1年前イベントというものを開催しております。それは文化センターでいわゆるカウントダウン、日程が決まっておりましたので、そういったものを実施しております。あとはプロジェクト企画展ということで、いわゆる宇宙のゆかりのあるものであるとかといったものを実施しております。

あと、実際に中継をしまして壮行会であるとか実際に飛ぶときになれば発射する時の中継であるとか、亀美也さんが宇宙に行ってからには衛星室の中からの中継であるとかといったものを諸々約2年に渡って実施しております。

今回の予算計上にあたりまして、前回の詳細を私も承知しておりませんでしたので、どのような取り組みをしたのかなと調べますと、今言った26年度には交付金300万円を活用して、650万円ほどの事業費、それから27年度には補助金900万円、あとは信濃毎日新聞等からの負担金480万円ほどを財源として事業費としては250万円ほどの事業を実施しております。

実際ですと、詳細の日程が決まってからというかたちもありますけれども、いつ発表になるか分かりませんし、我々にとっては名誉村民第1号の方であります。村にしては誇りであります。子どもたちからすれば尊敬できる先輩でありますので、そういった方の偉業に対して、村をたてて全力で応援していきたいなということを予定しておりまして、今回もその一部を計上させていただいた次第です。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 井出議員。いいですか。

○6番（井出 光君） 分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で井出 光議員の質疑を終了します。ほかに。 大西議員。

○9番（大西たま子さん） 議案書の20頁です。1番林業振興費の中の運搬費についてですが、これは説明を受けて、根羽村からの木材リレーの木材の運搬費だということは理解しました。

それで私は要望をお伝えしたいと思って質問します。この材木リレーで東京オリンピックのときに選手村のビレッジプラザに川上村のから松材が使われて、床材と

か壁材とかに使われたというのは私たちも前の議員は見に行ってきました。その材木を使ってその大会のレガシーとして再利用されるようにということで、また村に戻ってきたのだと思います。

そこで私の要望としては、このせっかくの材木をどのように活用するのかまず伺います。

○議長（由井秀樹君） 答弁願います。 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 材につきましては、川端下のバスの車庫でシートをかぶせてあって厳重に保管してあります。村もこれから公共施設で使える部分があれば使っていきたいと思っています。小学校の建設また公園等の整備があれば四阿等に使ったりいろいろできるかと思っています。まだ具体的な使い道というのが今のところないので、また皆さんから意見があれば検討してまいりたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 大西議員。

○9番（大西たま子さん） 是非村民が目にして、「あっ、これはオリンピックのビレッジプラザで使われた木材だって」というふうに親しめるような方法で使っていただけたらと思います。

だいぶ前ですが、信毎のニュースとか新聞記事に載っていましたがけれども、ベンチにして公共施設に置いてあると誰かに聞いたような気がするのですけれども、やはり公共施設の中に新しい小学校を造るにあたってそういうのを使うとか、庁舎の周りにイスやベンチとして使うとかそういう活用を是非有効に使っていただけたらと思いますので、私たちもいいアイデアがあったら産業建設課の方に寄せたいと思います。

それとそういうふうに造るときに村内業者さんを使っていただけたらと思います。前に KCV で小学生が木育教育でイスを作っている場面が毎年ニュースとして出されます。そういうふうに小学生とかとも一緒にそういう加工をするときには、小学生に作っていただいたりとか村内業者さんを是非活用して、ぼくたちが作った、私たちが作ったという意識があるとよりいい思い出になるのではなかと思うので、その辺をお願いしてこの質問は終了します。

○議長（由井秀樹君） 以上で大西議員の質疑を終了します。ほかに質疑ございませんか。

4番 渡邊議員。

○4番（渡邊亜子さん） 11頁の寄付金、居倉の NRE から 200万円ずつ毎年 10年間寄付があるようですが、20頁に有害鳥獣駆除対策事業委託という項目があるのですが、この使い道は村内全域の有害鳥獣に対してということですか、使い道を教え

ていただけたらと思います。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） これは有害鳥獣の駆除ということで NRE の方からそういう主旨でいただいていますので、そういった活動に充てようということになっています。

○議長（由井秀樹君） 渡邊議員。

○4番（渡邊亜子さん） ありがとうございます。居倉にあるソーラーですね。そこに鹿の角があたってかなり壊れるということで、駆除の依頼もあるようですけれども、村内全域に使うということですね。

はい分かりました。ありがとうございます。

○議長（由井秀樹君） 以上で渡邊議員の質疑を終了します。ほかに質疑ございませんか。川上議員。

○2番（川上真人君） 私から 21 頁、林業費の村有林費村有林整備委託、植樹祭に 77 万円。平成 5 年度の予算書に村有林整備委託で 340 万円計上してあって、その中で植樹祭は行うものではないのでしょうか。それだけ質問です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） 今回の補正の 77 万円は植樹祭地の地ごしらの委託料ということで計上をお願いしました。本来であれば当初予算で森林整備事業、今回当初予算で 350 万円ほどありますが、そこへ入れればよかったのですが、まだコロナ禍ということで、植樹祭を実際に行うかどうかという判断がまだ迷っている段階でありまして、当初予算 350 万円の中には植樹祭の費用は入れなかったということで、今回額が確定したということでお願いしたということになります。

○議長（由井秀樹君） 川上議員。

○2番（川上真人君） 当初予算の需用費の方には植樹祭費用で載っているのですが、こっちに植樹祭の費用が載っていて、そこに植樹祭の予算を組み入れてないというのはちょっと矛盾するような気がするのですが、まあ時期も時期だったので、やるかやらないか非常に難しいとこだったとは重々承知しておりますが、ちょっと矛盾するのではと思いますが、答弁お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原産業建設課長。

○産業建設課長（原 恭司君） すみません。そういうことで需用費の方では苗木代だと祭典費は当初予算に載っていたということで、今の答弁は失礼しました。

場所はまだ確定してなくて、植樹整地の整備について、まだ具体的な方法が見え

なかったということで、当初予算で乗っけなかったということになります。そこで今回、補正予算でお願いしたということですので、よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 川上議員。

○2番（川上真人君） しっかりした計画をお願いします。以上です。

○産業建設課長（原 恭司君） はい分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で川上議員の質疑を終了します。ほかに質疑ございませんか。
由井基治議員。

○7番（由井基治君） 24頁10款教育費の2項、3項小学校費と中学校費の点検、検査委託ですが、これは行われなかったということで、原因、理由が説明されていないので、なぜいらなかったのか、その辺よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 法定の検査で毎年実施するのが全国的な流れだったのですけれども、よく調べていくと、長野県の場合は年度で出せばいいということもありまして、実際のところ今年度はやらなくてもいいということでありまして、当初予算の計上時にそのことを把握できていなかったということもありますし、昨年度の年度末にこの検査は昨年度の予算で実施してありますが、5年度でやったということでありまして、その検査を利用して、地域振興局へ提出すれば検査はいいということになろうかと思いますので、今回減額したということでありまして。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 年度ということだと、4年度にやってあれば5年度はいいということでしょうか。よく分からなかったもので、もう一度お願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） すみません。言葉足らずだったかもしれないですけども、5年度中に今回出せばいいということで、実施してありますので、それを利用して、今回の対象になっているのは出せるということでありまして、今回は当初に盛ってあったものについては不用だという判断で、減額するものであります。

○議長（由井秀樹君） 由井議員。

○7番（由井基治君） 分かったような分からないようなことですが、5年度の補正予算ですが、また後で個人的に説明してもらいます。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） よく整理してお答えしたいと思いますが、実際のところは5年度中に検査結果を提出するというのが、県で決まっていることでありまして、

その検査結果を5年度中に出せばいいということでもありますので、5年の3月頃実施してありますけれども、それを提出しようと考えております。申し訳ありません。もう少しうまく説明できればいいのですけれども、そんなような説明になって申し訳ないですけれども、それで不用になったということでもあります。

○議長（由井秀樹君） 以上で、由井基治議員の質疑を終了します。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 63 号 令和5年度川上村一般会計第3回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 16 議第 64 号 令和5年度川上村営バス事業特別会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 16 議第 64 号 令和5年度川上村営バス事業特別会計第1回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 井出 光議員。

○6番（井出 光君） 予算書の4頁の2目地域公共交通計画策定事業補助金がちょっとAI技術の導入がないために下りなかったということですがけれども、この計画補助金をつくる時に、そういうAI技術を使いなさいという指導とか説明は最初からなかったのですか。ないからAI技術を導入しなかったのか、それとも指導をしっかり認識してなくて間違えたのか、その辺を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 中嶋企画課長。

○企画課長（中嶋 昌哉君） 先日の説明の際にAI技術という話をいたしました。それ自

体は、例えば今都市部ではそういった技術を活用したり、無人のバスを走らせてたりしております。そういったことを導入しなければいけないですよということを指導されたわけではありません。国が補助金を地方自治体に計画の策定の際にこの補助金を交付してくれるのですけれども、総枠があって、総枠の中で国がどういう判断したかというところで都市部ではそういった計画が多く出てきているという中で、

うちの場合はどちらかという地域交通、高齢者の足であるとか子どもたちの足であるとかそういったことを何とか頑張ってやっている、ほんとの基礎的な地域公共交通だと思えます。そういった部分を補助金の対象としなかったというだけであって、AI 技術を導入しなければいけませんよといった指導を聞き忘れていて、とれなかったというわけではありません。

○議長（由井秀樹君） 答弁を終わります。 井出議員。

○6 番（井出 光君） 分かりました。

○議長（由井秀樹君） 以上で、井出 光議員の質疑を終了します。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 64 号 令和 5 年度川上村営バス事業特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 17 議第 65 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 17 議第 65 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 65 号 令和 5 年度川上村国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 18 議第 66 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 18 議第 66 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 66 号 令和 5 年度川上村訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 19 議第 67 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 19 議第 67 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計第 1 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 67 号 令和 5 年度川上村簡易水道事業会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 20 議第 68 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計第 1 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 20 議第 68 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計第 1 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 井出 光議員。

○6 番（井出 光君） 1 頁の第 1 款下水道事業収益で補正で 180 万円も追加でなっていますが、その理由はなんですか。ちょっと下水道事業の収入ですごい大きいと思うのですけれども、どうしてこういう大きい数字が出てくるかお願いします。

- 議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原産業建設課長。
- 産業建設課長（原 恭司君） 1頁の営業外収益の183万1,000円ですが、5頁に内訳が書いてありますが、収入の183万1,000円がありますが、一般会計からの繰入れということになります。お願いします。
- 議長（由井秀樹君） 井出議員。
- 6番（井出 光君） 一般会計から183万1,000円は分かるのですけれども、それは営業外収益で入っていますよね。はい分かりました。足りないから一般会計から繰入れるということですね。分かりました。
- 議長（由井秀樹君） 原産業建設課長。
- 産業建設課長（原 恭司君） そういうことでお願いいたします。
- 議長（由井秀樹君） 井出議員よろしいですか。
- 6番（井出 光君） はい。
- 議長（由井秀樹君） 以上で井出 光議員の質疑を終了します。ほかに質疑ございませんか。 由井基治議員。
- 7番（由井基治君） 5頁の支出の補正の-1,216万円ですが、これはミスと言ったのですが、これはさっきの簡易水道のときも1,600万円のミスと発言があったと思いますが、この理由をお聞かせください。
- 議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原産業建設課長。
- 産業建設課長（原 恭司君） ミスというか水道会計それから下水道会計で大幅な委託料の減額ですが、令和4年度の公営企業会計の切り替えということで令和4年度にすでに計上してあったので、この5年度分についてマイナスの減額をお願いしたということです。
- 議長（由井秀樹君） 由井基治議員。
- 7番（由井基治君） これからはちゃんと原因を説明していただきたいと思います。以上です。
- 産業建設課長（原 恭司君） はい分かりました。
- 議長（由井秀樹君） 以上で由井基治議員の質疑を終了します。ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 68 号 令和 5 年度川上村下水道事業会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで 11 時 10 分まで休憩といたします。

(11 時 03 分)

(休 憩)

(11 時 10 分)

○議長 (由井秀樹君) 休憩を閉じて会議を開きます。

ここでお諮りします。

追加日程第 1 議第 74 号 土地の処分について

日程第 2 議第 75 号 川上村教育委員会委員の任命、同意について

日程第 3 議第 76 号 川上村教育長の任命、同意について

日程第 4 委員会の議会閉会中の継続審査の件

を日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。お配りした追加日程表の日程番号のとおり、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 議第 74 号 土地の処分について

○議長 (由井秀樹君) 追加日程第 1 議第 74 号 土地の処分についてを議題といたします。説明を求めます。教育振興課 参事

○教育振興課参事 (加藤 明男君) = 議第 74 号説明 =

○議長 (由井秀樹君) 続けて質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 74 号 土地の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

追加日程第2 議第75号 川上村教育委員会委員の任命、同意について

○議長（由井秀樹君） 追加日程第2 議第75号 川上村教育委員会委員の任命、同意についてを議題といたします。説明を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） =議第75号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決を行います。この採決は起立によって行います。

議第75号 川上村教育委員会委員の任命、同意について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員。したがって、川上村教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

追加日程第3 議第76号 川上村教育長の任命、同意について

○議長（由井秀樹君） 追加日程第3 議第76号 川上村教育長の任命、同意についてを議題といたします。関係者の退席を求めます。 教育長 藤原克朗君。

説明を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） =議第76号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決を行います。この採決は起立によって行います。

議第76号 川上村教育長の任命、同意について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員。したがって、川上村教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

教育長 藤原克朗君の復席を認めます。

ここで教育長 藤原克朗君より発言の申し出がありますので、それを許可します。

教育長。

○教育長（藤原克朗君） ただいま提出した任命につきまして、ご同意いただきましてありがとうございます。

この3年間、教育長として私なりにやってきました。これから3年間も引き続き自分のできる限りの力を発揮して頑張っていきたいと思っておりますので、どうか議員の皆さんのご協ありがとうございます。

○議長（由井秀樹君） 会議を続けます。

追加日程第4 委員会の議会閉会中の継続調査の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第4 委員会の議会閉会中の継続調査の件を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（由井秀樹君） 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和5年第3回定例会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

（閉会 11時30分）

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番